



成東町鳴戸東遺跡第3次発掘調査報告書

平成12年6月

財団法人 千葉県文化財センター

なるとう しまとひがし
成東町鳴戸東遺跡第3次発掘調査報告書



序 文

平成11年7月に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」は、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の新しい行政システムへの大きな転換を目的とするものです。

わが国における中央集権的国家体制は、今から1,300年ほど前、大宝年間に制定された大宝律令等による国・郡・里と呼ばれる、現在の県と市町村のような行政単位の整備に端を発っています。

律令体制と呼ばれるこのような中央集権的国家体制のもとで、千葉県には上総・下総・安房の3国が置かれ、その下に23の郡が配置され、それぞれの役所として、国には国府が、郡には郡衙が設置されました。現在、県内では明確な国府の遺構は確認されておらず、郡衙も下総国相馬郡衙にあたる我孫子市日秀西遺跡や下総国埴生郡衙にあたる栄町大畠I遺跡などがわかっているだけで、県内の官衙遺跡の実態は不明のままであります。

そこで千葉県教育委員会では、県内の官衙遺跡の状況を解明することを目的に、平成7年度から国庫補助を得て、官衙関連遺跡確認調査を実施しております。平成7・8年度は、上総国海上郡衙推定地である市原市西野遺跡を、平成9・10年度は上総国武射郡衙推定地である成東町嶋戸東遺跡の発掘調査を実施し、いずれも大きな成果を得ることができました。5年目にあたる本年度は、平成9・10年度に引き続き、成東町嶋戸東遺跡の調査を財団法人千葉県文化財センターに委託して実施しました。

その結果、郡庁と呼ばれる政務を行った建物群が大きく2時期に分かれ、後期の郡庁にともなうと考えられる倉庫群が検出されるなど、本県の官衙遺跡の状況を考える上で貴重な成果を得ることができました。

このたび、その調査成果がまとめり、刊行の運びとなりました。本書が学術資料として、また文化財保護と活用のための基本資料として広く活用されることを期待します。

最後になりましたが、文化庁をはじめ、成東町教育委員会、土地所有者の方々など、関係者の皆様には多大な御協力をいただきました。心から感謝いたします。

平成12年3月

千葉県教育庁生涯学習部

文化課長 中村 哲

凡　　例

- 1 本書は、山武郡成東町島戸346-1 ほかに所在する鷲戸東遺跡（遺跡コード404-006）の第3次発掘調査報告書である。
- 2 本事業は、千葉県教育委員会が国庫補助を受けて行っている官衙関連遺跡詳細分布調査の第5年次に当たり、調査は財団法人千葉県文化財センターに委託して実施した。
- 3 発掘調査及び整理作業は、調査部長 沼澤 豊、東部調査事務所長 三浦和信の指導のもと、調査室長 香取正彦が下記の期間に実施した。
- 4 発掘調査 平成11年10月1日～平成11年10月29日
整理作業 平成11年11月1日～平成11年12月28日
- 5 本書の執筆は、調査室長 香取正彦が行った。
- 6 調査の実施に当たっては、成東町教育委員会、（財）山武郡文化財センター、土地所有者 金親 茂・菊池勝江・倉田通治・小易 誠・佐久間正巳・鈴木治美の各氏を始めとする地元の皆様、岡田茂弘・大野康男・小林信一・田所 真・山口直人の各氏から多大の御協力をいただいた。記して感謝の意を表する次第である。
- 7 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
第1図 国土地理院発行 1/50,000地形図「東金」(N 1-54-19-11) 平成元年修正
第2図 成東町役場発行 1/2,500成東町平面図2 (IX-L F33-3) 平成5年修正
成東町役場発行 1/2,500成東町平面図6 (IX-L F43-1) 平成5年修正
- 8 周辺地形航空写真（図版1）は、京葉測量株式会社による昭和42年撮影のものである。
- 9 本書で使用した遺構の略号は、下記のとおりである。
溝跡（S D） 竪穴住居跡（S I） 栅列跡（S A） 建物跡・基壇跡（S B） 炭窯跡（S O）
土坑（S K） 性格不明な遺構（S X）
なお、遺物の実測図・図版に記載したT記号については、トレンチの略号である。また、遺構実測図のK記号については、搅乱の略号である。
- 10 本書で使用した間尺の尺度記載については、天平尺（1尺=297mm）を基本としたが、数値としては、1尺=0.3mとして概数値を記した。
- 11 本書の掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を表記した。
- 12 鉄滓の磁着度測定には工業用磁石（標準磁石）を用いた。鉄滓内の金属の有無にはメタルチェッカーを用いた。
- 13 本書で使用しているスクリーントーンは、以下のとおりである。

 赤影

 カマド・山砂

 黒色処理

 転用観察面

本文目次

Iはじめに.....	1
1 遺跡の位置と環境.....	1
2 これまでの調査の概要.....	2
II調査の概要.....	7
1 調査区の設定.....	7
2 調査の経過.....	7
III遺構と遺物.....	9
第16トレンチ.....	9
第17トレンチ.....	11
第18トレンチ.....	13
第19トレンチ.....	14
第20トレンチ.....	14
第21トレンチ.....	18
第22トレンチ.....	19
第23トレンチ.....	20
IVまとめ.....	24
1 検出遺構・遺物.....	24
2 掘立柱建物跡について.....	24
3 基壇状遺構について.....	25
4 溝跡について.....	25
5 穴住居跡について.....	28
6 結語.....	28
報告書抄録.....	卷末

挿図目次

第1図 遺跡分布図.....	1
第2図 調査トレンチ配置図.....	5・6
第3図 遺構配置図.....	8
第4図 第16トレンチ遺構・遺物実測図.....	10
第5図 第17トレンチ遺構・遺物実測図.....	12
第6図 第18トレンチ遺構・遺物実測図.....	13
第7図 第19トレンチ（19-1～19-7）遺構・遺物実測図.....	15
第8図 第19-8トレンチ・第20-5トレンチ遺構・遺物実測図.....	16
第9図 第20トレンチ（20-1～20-4）遺構・遺物実測図.....	17
第10図 第21トレンチ（21-1～21-5）遺構・遺物実測図.....	19
第11図 第21トレンチ遺物実測図.....	20
第12図 第22トレンチ遺構・遺物実測図.....	21
第13図 第23トレンチ遺構・遺物実測図.....	22
第14図 S B 1付近遺構配置想定図.....	26
第15図 B-1付近遺構配置想定図.....	27

表目次

第1表 掘立柱建物跡一覧表 25

図版目次

図版 1	航空写真（昭和42年撮影）及びトレンチ配置状況（1/5,000）	第21-1 トレンチ S B 18全景（北東から）
図版 2	第16トレンチ南区（東から）	第21-2 トレンチ S I 37全景（東から）
	第16トレンチ中央区（東から）	第21-3 トレンチ S I 37・S D 19全景（東から）
	第16トレンチ北区（東から）	第21-5 トレンチ S B 15・17全景（北東から）
	第17トレンチ（東から）	第22-1 トレンチ S B 19全景（南東から）
	第18トレンチ（18-1・2）全景（北から）	第22-1 トレンチ北側（北東から）
	第18-1 トレンチ S B 14全景（南から）	第22-2 トレンチ S D 15全景（南東から）
	第18-1 トレンチ S B 14全景（南西から）	第23トレンチ全景（南西から）
	第18-1 トレンチ S B 14土層断面（南西から）	第23トレンチ S B 20全景（北東から）
図版 3	第19-1 レンチ全景（東から）	図版 5 第16トレンチ出土遺物
	第19-1 トレンチ S B 16土層断面（南から）	第17・18トレンチ出土遺物
	第19-3 トレンチ S I 35全景（北から）	図版 6 第19トレンチ出土遺物
	第19-5 レンチ全景（北から）	第20レンチ出土遺物
	第20-1 トレンチ全景（北東から）	第21～23トレンチ出土遺物
	第20-2 トレンチ S I 36全景（北から）	図版 7 22-T・23-T 瓦片（凹面） 瓦片（凸面）
	第20-3 トレンチ S K 2全景（北から）	

I はじめに

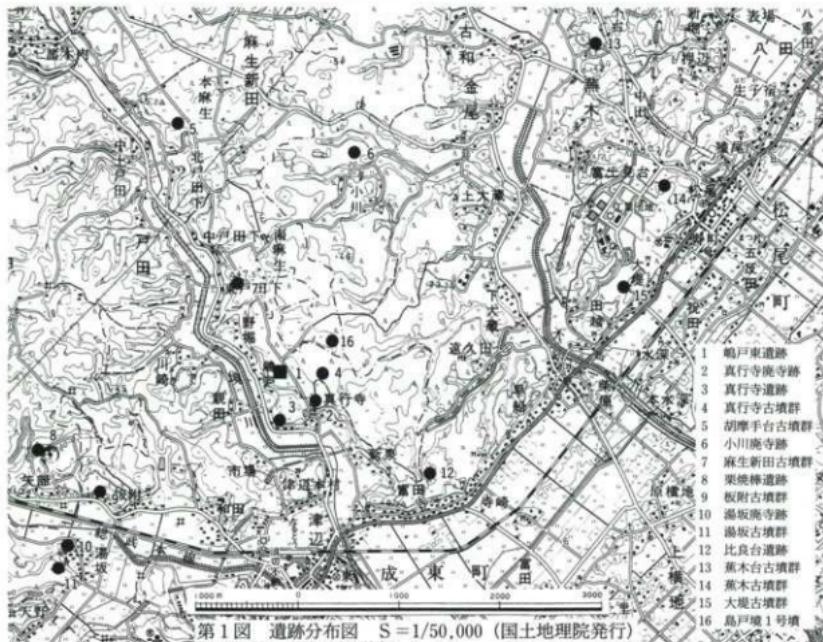
1 遺跡の位置と環境

島戸東遺跡の所在する成東町は、千葉県の中央部東側に位置し、東部は九十九里海岸にまで伸びる。成東町周辺の台地は、作田川、境川、木戸川、栗山川などの太平洋に流入する河川によって区切られている。本遺跡の所在する台地は、木戸川と境川に挟まれ、両河川に注ぐ小支流によって樹枝状の台地が発達している。本遺跡は境川に面した台地上に位置する。

本地域は旧石器時代から中近世まで数多くの遺跡が所在する。特に古墳時代については、真行寺古墳群をはじめとして、麻生新田古墳群、板附古墳群¹⁾、胡摩手台古墳群²⁾等、数多くの古墳群が分布しており、注目される地域である。近年では、隣接の山武町島戸境遺跡内で前期古墳の島戸境1号墳³⁾が発見され、発掘調査が行われている。

本遺跡は、真行寺廃寺跡と小支谷を挟んだ北西隣の台地上に位置する。真行寺廃寺跡⁴⁾は「武射寺」の墨書き土器が出土したことから古代武射郡の郡寺と考えられている寺院跡である。郡名寺院の近隣に郡衙が存在する確率は高く、本地域一帯は武射郡の中心域である可能性が高いと考えられていた。周辺の奈良・平安時代の遺跡（第1図）には真行寺廃寺跡のほかに、小川廃寺跡・湯坂廃寺跡・比良台遺跡⁵⁾・栗焼棒遺跡⁶⁾・真行寺遺跡⁷⁾などがある。

本遺跡付近の標高は49m前後である。一帯は畠地・山林が主体で、一部が宅地となっている。



2 これまでの調査の概要

本遺跡は今までに、3年度3回にわたって発掘調査が実施されている。

最初は、平成3年1月に宅地造成に伴い、(財)山武郡市文化財センターが 600m^2 の本調査⁹⁾を実施している。検出された遺構は掘立柱建物跡2棟と溝跡3条である。2棟の掘立柱建物跡は大型で、主要な建物(B-2)とそれを囲む回廊(B-1)と考えられた。B-1は柱掘形が直径1m前後、深さ1m~1.4mで、調査区内で4間分検出された。柱間は桁行2.7m、梁行3.9m前後である。B-2は柱掘形が直径1m~1.3m、深さ1m~1.4mである。検出部分から想定された規模は、桁行6間、梁行4間ないし5間で、柱間は桁行2.7m、梁行2.1m前後である。また、溝跡のうち、M-3からは多量の鉄滓が出土し、近接地に鍛冶工房の存在が指摘されている。

2回目の発掘調査は、官衙関連遺跡確認調査の一環として、平成9年度に当センターが千葉県教育委員会の委託を受けて行った調査¹⁰⁾(第1トレンチ~第8トレンチ)である。調査は、上総国武射郡衙の正庁・正倉跡等の遺跡中枢部の検出と、遺跡範囲の把握にあった。(財)山武郡市文化財センターが検出した回廊状建物跡と掘立柱建物跡を遺跡の中核部と考え、回廊の有無と規模把握を主眼に調査を実施した。当初、回廊状建物跡は西側に展開すると考えられ、回廊状建物跡の続きを検出するため、多くのトレンチ(第1・4・5・6)を(財)山武郡市文化財センターの調査区よりも西側に配置した。また、南限を確認するため、第3トレンチを設定した。さらに、回廊状建物跡の東側への展開を考慮し、また、遺跡の範囲調査のため、東側の山林内に第2トレンチを設定して調査を行った。

検出された遺構は、奈良・平安時代が、掘立柱建物跡7棟(SB1~5・8・9)、基壇2基(SB6・7)、柵列跡2列(SA1・2)、溝10条(SD1~8・10・11)、足場ピット及び柱掘形多数である。ほかは、弥生時代後期竪穴住居跡1軒(SI1)、古墳時代後期竪穴住居跡9軒(SI2~7・9~11)、溝1条(SD9)である。

調査の結果から、掘立柱建物跡群の中でいくつかの核となる区域が確認された。第4トレンチの南半部及び第7トレンチで、多くの大型建物跡の集中を確認し、東西棟の建物跡で3間×5間の掘立柱建物跡(SB1)を検出した。この掘立柱建物跡は、ほぼ同一の場所で2回の建替えがなされたと考えられる。東西の柱間は3.6m(12尺)であり、18mの規模を有し、南北は時期により長さが変わり、2.7m(9尺)と2.4m(8尺)の柱間で、8.1m又は7.2mになるものと考えられる。なお、このSB1は、一時期には礎石建物であった可能性も考えられる。このほかに溝を有する柵列跡1条(第8トレンチSA2・SD1)、規模は不明であるが掘立柱建物跡と考えられる遺構3棟を検出した。

第1トレンチと第4トレンチの間に東西に設定した第5トレンチからは掘立柱建物跡の重複が認められ、(財)山武郡市文化財センターの調査区よりも西側には、大型建物跡が点在することが分かった。

第3トレンチでは、東側部から(財)山武郡市文化財センターの調査区で検出された遺構の続き部分が検出され、一連の掘立柱建物跡群が確認された。また、トレンチの中央・西側部にはほとんど遺構が無く、(財)山武郡市文化財センターの調査区でも同様な状況にあるので、同所に大きな空閑地が存在する可能性が認められた。

第2トレンチでは、掘立柱建物跡の柱掘形と重複して掘込地業を有する基壇跡を2基検出し、基壇群の存在の可能性がでた。

郡衙関連の遺跡範囲については、南北の距離は、北は第1トレンチ南部のSD11から、南は第4トレン

チの南端部よりさらに南方まで伸び、直線距離は100mを越える。東西の距離は、第5トレンチの西端から第2トレンチb区まで185mを測り、さらにY字路の断面にみられる未調査の掘込地業遺構まで含めると350mを越す規模になる。1町×3.5町以上の規模に達することが明らかとなった。

3回目の発掘調査は、平成10年度に当センターが千葉県教育委員会の委託を受けて行った官衙関連遺跡確認調査の第2次調査¹⁰⁾(第9トレンチ～第14トレンチ)である。過去2回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各ブロックの性格をより明確にさせることと、遺跡範囲の西端・南端の把握を目的とした。

平成9年度と同様に、(財)山武都市文化財センターの調査区及び第3トレンチで検出された回廊状建物跡と掘立柱建物跡を遺跡の中核部と判断し、遺構のつながり確認するために、両者の間に第14トレンチを設定した。もう一つの核と考えられる第4・7トレンチの大型掘立柱建物跡の性格把握のためにS B 1よりも南の区域に第11トレンチを設定した。また、郡衙関連の遺跡の南限を確認するために、第12トレンチを第11トレンチの南方に配置した。さらに、遺跡西端の確認のため、第9・10トレンチを設定した。また、第8トレンチで検出された大型の溝S D 1のつながりを確認するために南北両側に第13・15トレンチを設定した。

検出された遺構は、奈良・平安時代が、掘立柱建物跡5棟(S B 8～12)、竪穴住居跡2軒(S I 21・22)、柵列跡2列(S A 1・2)、溝跡7条(S D 1・4～6・12～14)、性格不明遺構4基(S X 1～4)、柱掘形多数である。ほかは、弥生時代後期から古墳時代初頭の竪穴住居跡4軒(S I 14・15・19・20)、古墳時代後期竪穴住居跡12軒(S I 12・13・16～18・20・23～28)である。なお、遺構数は平成9年度の遺構の続き部分を発掘している部分もあり、一部重複している。

第14トレンチからは(財)山武都市文化財センターの調査区の回廊状建物跡と掘立柱建物跡及び第3トレンチで検出された掘立柱建物跡が「コ」字状に配列される形で掘立柱建物跡(S B 8・9)が検出された。また、第13・15及び第8トレンチで検出された大型の溝S D 1の方向が「コ」字状掘立柱建物跡群のS B 8とほぼ同軸であるので、この区域が郡庁域の可能性が想定された。さらに、「コ」字状建物配置は東側にも同様の長屋建物が並ぶ可能性があり、全体として「ロ」字状建物配置になる可能性が指摘された。

遺跡の範囲については南限は第12トレンチ周辺に浅い谷が入ることが判明し、第11トレンチに南限溝と考えられるS D 14を検出している。西限については、第9トレンチで掘立柱建物跡が無く、奈良時代と平安時代の竪穴住居跡各1軒を検出したことから、この付近までは掘立柱建物跡が分布しないと考えられた。また、第10トレンチの東端部に掘立柱建物跡の柱掘形がまとまって検出しているので、この東端付近に西側の境がある可能性が指摘された。以上から、郡衙関連の遺跡の広がりは、南北については第1トレンチ南部のS D 11から第11トレンチのS D 14までの、直線距離127m、東西については、第10トレンチの東端から第2トレンチb区までの225mであり、さらにY字路断面の掘込地業遺構まで含むと420mを越す規模と推定される。

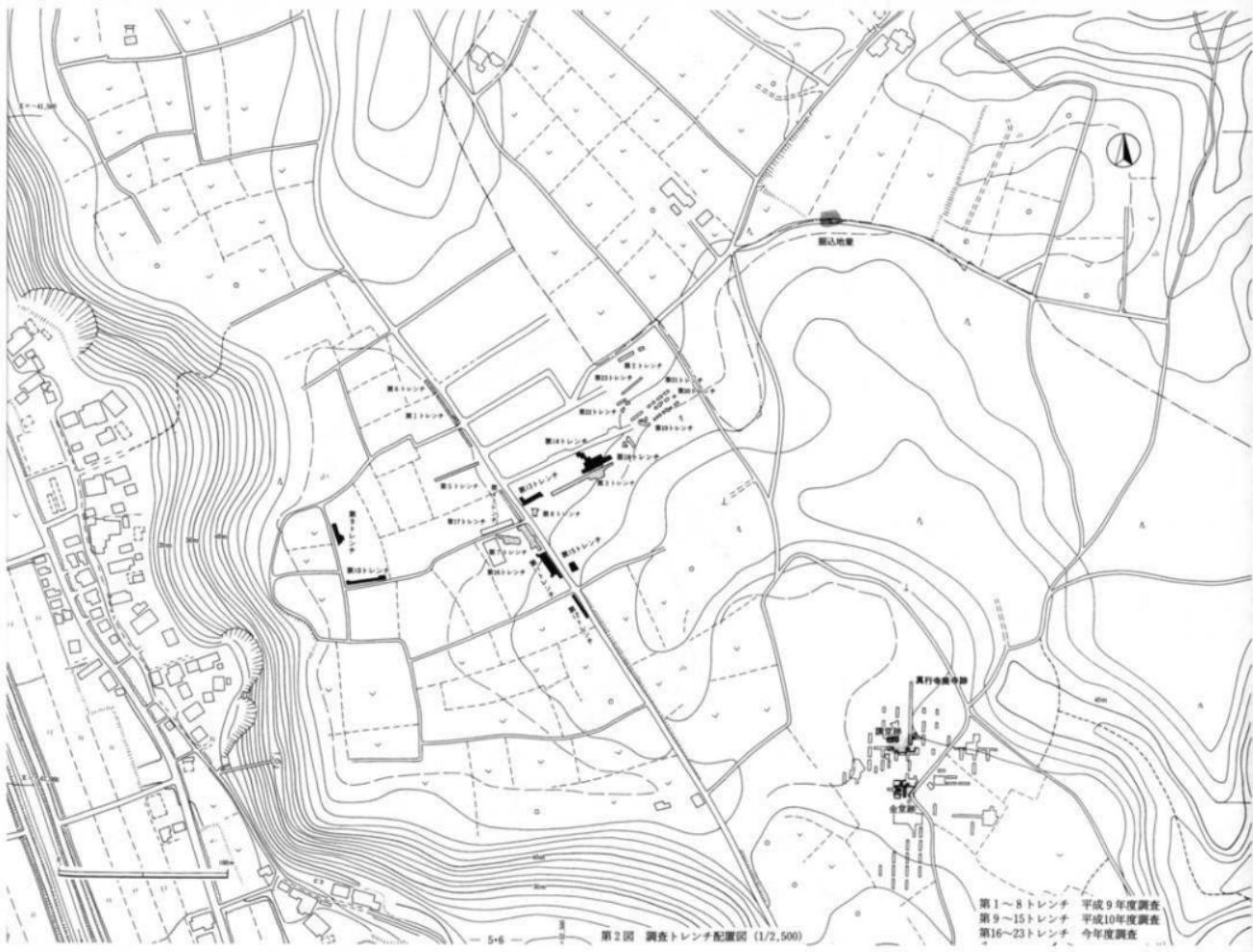
遺物については、3回の調査において具体的に官衙を示すものは検出されなかった。奈良・平安時代の遺物としては、土師器、須恵器、瓦、鉄製品、鉄滓がある。竪穴住居跡に伴うものがほとんどと考えられる。瓦については少量で、各トレンチに分散して検出されているため、検出した掘立柱建物跡の屋根に利用されてはいなかつたと考えられる。なお、検出した瓦片はすべて真行寺廃寺跡で出土がみられる種類である。

鉄滓については多くのトレンチで検出されている。ほとんどが鍛治滓であるが、(財)山武都市文化財センターの調査では52.4kgの鉄滓が検出され、鉄生産が行われていた痕跡がみられる。

特徴的な遺物として、墨書き土器と転用硯がある。墨書き土器は平成9年度調査で2点、平成10年度調査で1点出土している。平成9年度出土は、土師器高台付壺の底部で、文字は「家」及び、須恵器壺の底部で、文字は「吉」である。平成10年度出土は、判読不明が1点のみである。転用硯は、平成9年度調査で2点、平成10年度調査で3点出土している。平成9年度出土は、2点とも須恵器壺の胸部片利用であり、平成10年出土は、1点は須恵器壺の胸部片利用である。

注

- 1 千葉県教育委員会 1998 『千葉県埋蔵文化財分布図(2)-香取・海上・匝瑳・山武地区(改訂版)』
- 2 萩原恭一 1995 『山武町胡麻手台16号墳発掘調査報告書』 千葉県教育委員会
- 3 平山誠一・椎名信也 1994 『島戸境1号墳』 山武町教育委員会
- 4 沼澤豊 1982 『成東町真行寺廃寺跡確認調査報告書』 千葉県教育委員会・財団法人 千葉県文化財センター
-
- 沼澤豊ほか 1983 『成東町真行寺廃寺跡研究調査概報』 財団法人 千葉県文化財センター
- 天野 努・今泉 淑ほか 1984 『成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書』 財団法人 千葉県文化財センター
- 谷口章雄ほか 1985 『成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書-鍛冶工房址の調査-』 成東町教育委員会
- 5 山口直人 1992 『比良台遺跡』『比良台遺跡群 比良台・八坂台・真赤土遺跡』 財団法人 山武都市文化財センター
- 6 加藤修司 1998 『千葉東金道路(二期)埋蔵文化財調査報告書1-山武町栗焼棒遺跡-』 財団法人 千葉県文化財センター
- 7 財団法人 山武都市文化財センター 1997 『真行寺遺跡』『財団法人山武都市文化財センター 年報 No13』
- 8 山口直人 1994 『鶴戸東遺跡』『財団法人山武都市文化財センター年報No 9 付編調査報告』 財団法人山武都市文化財センター
- 9 小林信一 1998 『成東町鶴戸東遺跡発掘調査報告書』 千葉県教育委員会
- 10 小林信一 1999 『成東町鶴戸東遺跡第2次発掘調査報告書』 千葉県教育委員会



第2図 調査トレンチ配図図 (1/2,500)

第1~8トレンチ
平成9年度調査
第9~15トレンチ
平成10年度調査
第16~23トレンチ
今年度調査

II 調査の概要

1 調査区の設定

今回の調査は第3次調査であるので、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で、次の3地点にトレンチを設定し、調査を実施した。

平成9年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡（SB1）の周辺を調査するために、第7トレンチの西隣に第16トレンチ、農道を挟んで北隣に第17トレンチを設定した。

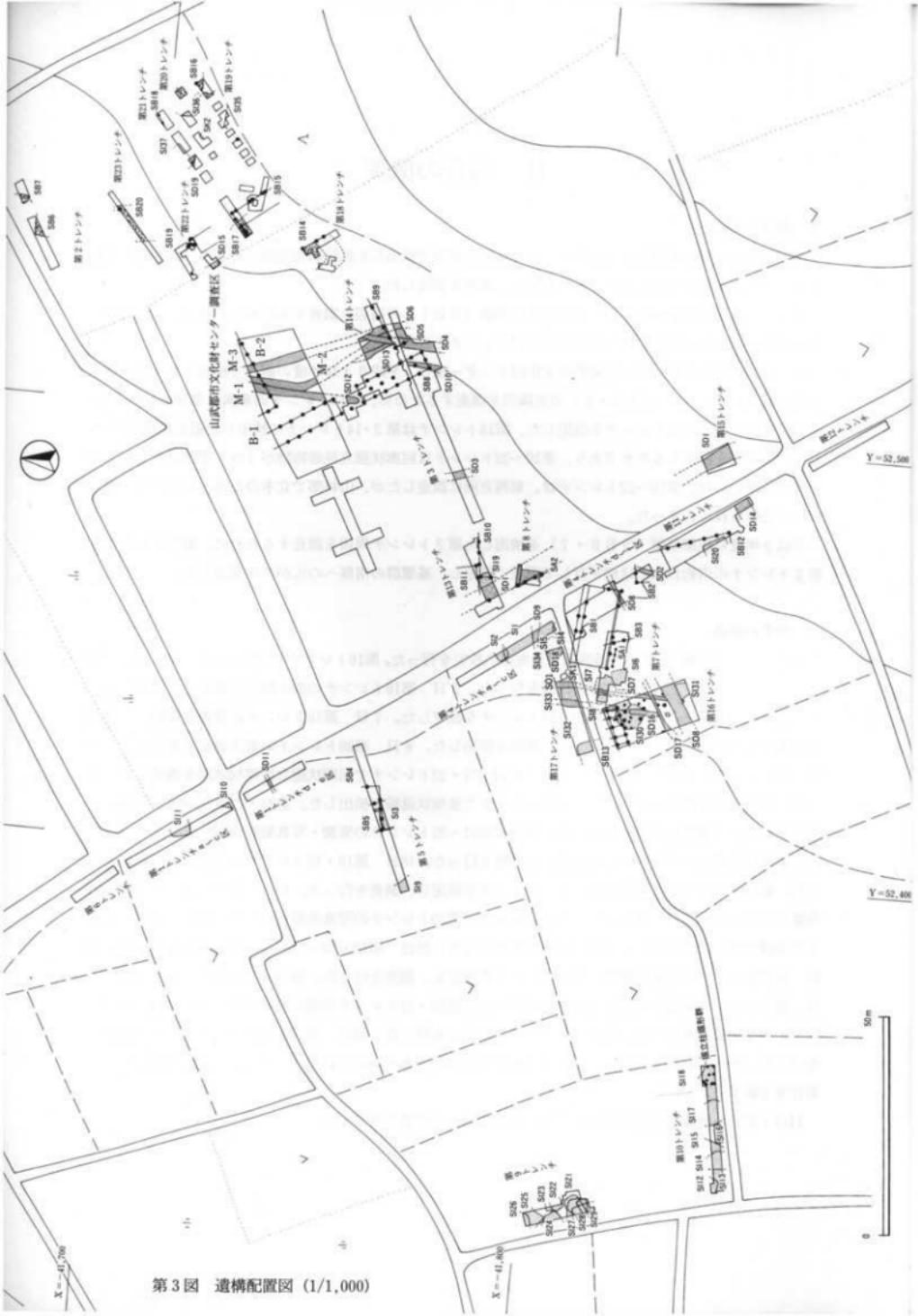
郡庁跡と考えられる（財）山武郡市文化財センター及び、平成9・10年度の調査で検出した回廊状掘立柱建物跡（B-1・2、SB8・9）の東隣部を調査するために、第14トレンチの東隣に第18トレンチを、東側山林部に第19～22トレンチを設定した。第18トレンチは第3・14トレンチで検出した掘立柱建物跡（SB9）の延長を確認するためであり、第19～22トレンチは回廊状掘立柱建物跡が「ロ」字状になることを想定して設定した。第19～22トレンチは、東西方向に設定したが、山林部で立木のためトレンチが一部、細かく分断されてしまった。

平成9年度に版築基壇（SB6・7）を検出した第2トレンチ周辺を調査するために、第23トレンチを第2トレンチの南約13mにはば平行して細長く設定し、基壇群の南側への広がりを調査した。

2 調査の経過

10月1日 機材搬入、テント等設営と発掘区の設定を行った。第16トレンチの発掘を開始した。4日 第18トレンチを設定し、篠、雜木等の伐採を行った。5日 第16トレンチの表土除去を終了し、第17トレンチの発掘を開始した。山林部の第19～23トレンチを設定した。7日 第18トレンチの発掘を開始し、基壇状遺構を検出した。第19・20トレンチの発掘を開始した。8日 第20トレンチの表土除去を終了した。第21～23トレンチの発掘を開始した。12日 第19・21・22トレンチで回廊状掘立柱建物跡群を構成すると考えられる掘立柱建物跡を検出した。第23トレンチで基壇状遺構を検出した。第21・22トレンチを拡張し、第21トレンチで基壇状遺構を検出した。14日 第21・22トレンチの実測・写真撮影を行った。第18トレンチの基壇状遺構にサブトレンチを設定し、調査を行った。18日 第18・19トレンチの実測・写真撮影を行った。第23トレンチの基壇状遺構にサブトレンチを設定し、調査を行った。19日 第16・17トレンチの写真撮影を行った。20日 第16トレンチの実測及び、第20トレンチの写真撮影を行った。21日 第17トレンチの実測及び、第21・22トレンチの写真撮影を行った。25日 第18・20・21トレンチの実測を行った。26日 第19トレンチの基壇状遺構にサブトレンチを設定し、調査を行った。第19・20・23トレンチの実測及び、第19トレンチ基壇状遺構の写真撮影を行った。第19・21トレンチの埋め戻しを行った。27日 第23トレンチの写真撮影を行った。第22トレンチの埋め戻しを行った。28日 第18・20・23トレンチの埋め戻しを行った。29日 第16・17トレンチの埋め戻しを行った。あとかたづけ及び、テント等機材を撤収し、現場作業を終了した。

11月1日から整理作業を開始し、12月28日にすべての作業を終了した。



第3図 遺構配置図(1/1,000)

III 遺構と遺物

確認調査のため、遺構の種別及び時期については、できる限り遺構検出面の観察及び検出面出土の遺物により判断した。基壇状遺構など一部の遺構については、サブトレーンチなど小範囲の調査を行い、より明確な種別、時期の把握に努めた。

トレーンチの番号及び遺構の番号は昨年度調査からの連番としている。なお、第18～23トレーンチについては、立木のため細分されたので、-1、-2…と枝番号をつけて対処した。

第16トレーンチ（第4図 図版2・5）

本トレーンチは、大型掘立柱建物跡（SB1）を検出した第4・7トレーンチの西隣に設定した。大型掘立柱建物跡に関連した遺構の検出を目的としている。検出した遺構は、弥生時代後期竪穴住居跡2軒（SI30・31）、古墳時代後期竪穴住居跡1軒（SI8）、奈良・平安時代掘立柱建物跡1棟（SB13）、奈良・平安時代溝跡4条（SD7・8・16・17）、掘立柱掘形多数である。

弥生時代後期竪穴住居跡はトレーンチの北側及び南側に位置している。他の遺構よりも古くまた、黒褐色土の覆土中から附加条縄文を施した土器が出土したので、弥生時代後期と判断した。SI30は平面形がやや不整な楕円形で、規模は6.3m×5.5mで、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.4mである。SI31はSD8に重複され、規模は不明である。覆土は黒褐色土で、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.4mである。

古墳時代後期竪穴住居跡は北東端に検出され、第4トレーンチで検出されたSI8のカマド部分と考えられる。検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.3mである。

SB13はトレーンチ北端に検出され、北半分はトレーンチ外である。検出部分は4間×1間で、梁行方向はN-21°-Wである。柱間は、梁行が約9尺、桁行がやや狭く、6尺～8尺(1.8m～2.4m)である。柱掘形の平面形は円形で、規模は径0.9m～1.1mである。深さは ピンポールの探査では0.8m～0.9mである。

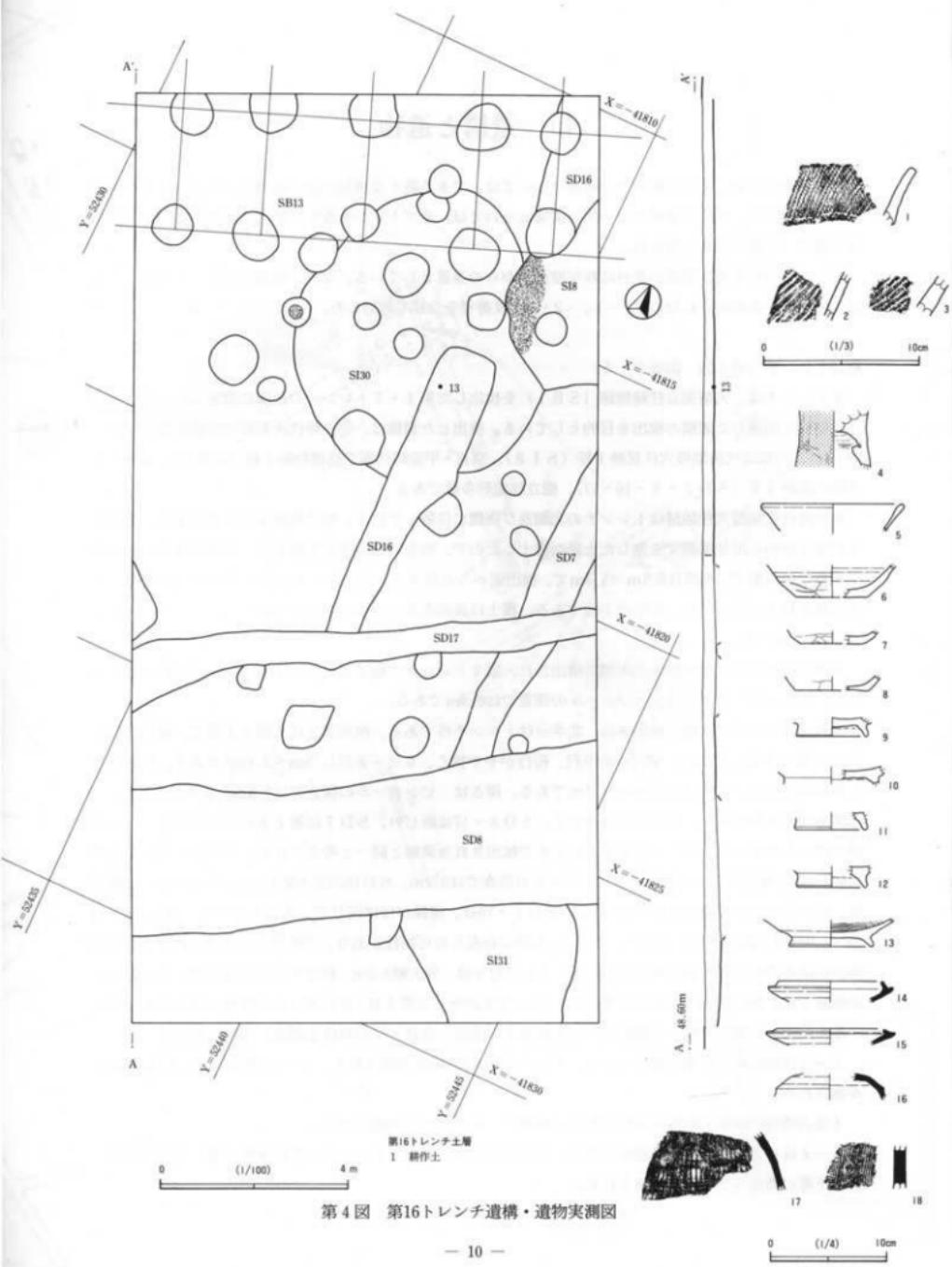
溝跡は、重複関係からSD7・16が古く、SD8・17は新しい。SD7は第7トレーンチで検出された溝跡と同一と考えられ、SD8は第4トレーンチで検出された溝跡と同一と考えられる。規模は、SD7が最大幅1.1m、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.2m、SD16が最大幅1.3m、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.2mである。SD7・16は、規模がほぼ同じで、方向も南北で一致し、幅2.4m～3.0m間でほぼ平行している。よって、同時に存在した可能性があり、道路跡とも考えられるが、中間部分に踏み固められた面は検出されなかった。SD8は、最大幅3.3m、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.2mである。SD17は最大幅1.2m、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.2mである。

出土遺物は、弥生土器・古墳時代後期土師器・須恵器・奈良・平安時代土師器・鉄滓である。

1～3は弥生時代後期の甕片である。1は口縁部でLR縄文が施される。2・3は胴部片で、附加条縄文が施される。

4は古墳時代後期土師器の高坏である。脚部で、外面に赤彩が施される。

5～8はロクロ使用の土師器坏である。5は推定口径12.0cmである。6～8は体部下部～底部である。体部下部に静止ヘラケズリが施される。



第4図 第16トレンチ遺構・遺物実測図

9～13はロクロ使用の土師器高台付坏である。13はS D 16の覆土から出土している。

14・15は古墳時代須恵器坏、16は古墳時代須恵器坏蓋である。

17・18は須恵器壺の胴部片である。縦位の叩き目が施される。

5～13は9世紀前半代の遺物で、掘立柱建物跡に伴うと考えられる。

鉄滓は6点出土した。重量等は次のとおりである。65.2g（磁着度5・金属反応有）、20.3g（磁着度4・金属反応有）、20.8g（磁着度3・金属反応無）、38.0g（磁着度2・金属反応無）、96.7g（磁着度4・金属反応有）、10.7g（磁着度4・金属反応有）である。

第17トレンチ（第5図 図版2・5・7）

本トレンチは、大型掘立柱建物跡（SB 1）を検出した第4・7トレンチの北隣に設定した。大型掘立柱建物跡に関連した遺構の検出を目的としている。検出した遺構は、古墳時代後期堅穴住居跡2軒（SI 32・33）、奈良・平安時代堅穴住居跡1軒（SI 34）、奈良・平安時代溝跡3条（SD 7・16・18）、中近世炭窯跡1基（SO 1）、土坑1基（SK 1）である。掘立柱建物跡は検出されなかった。

SI 32はトレンチ西端、SI 33はトレンチ中央部に検出された。SI 32の覆土は焼土を含んだ黒褐色土である。SI 33は、SD 7と重複し、カマドが検出されている。覆土は暗褐色である。SI 34はトレンチ東端に検出され、東約2/3はトレンチ外である。郡衙の中心的建物跡と考えられるSB 1周辺で、奈良・平安時代の堅穴住居跡が検出されることは疑問であるが、出土遺物（15）より時期を判断した。SD 7・16はトレンチほぼ中央に検出した。両者とも第16トレンチで検出したものの延長である。

炭窯跡はトレンチの中央やや東に検出された。平面形は隅丸方形で、規模は1.4m×1.3mである。検出面の壁部分が焼土化し、覆土に焼土、木炭が多量に含まれている。

SK 1はSO 1と重複し、SK 1が古い。位置から、大型掘立柱建物跡SB 1の柱穴跡の可能性もあるが、規模から別の遺構と判断した。平面形はやや不整な橢円形と考えられる。ただし、第4・7トレンチで検出された大型掘立柱建物跡SB 1の付近には多くのピットがみられるので、SB 1に関連した遺構の可能性がある。

出土遺物は、弥生土器、古墳時代後期土師器・須恵器、奈良・平安時代土師器、瓦片である。

1～4は弥生時代後期の土器である。1は壺頸部で、ヘラ状工具で格子状の沈線が施される。2～4は胴部片で、附加条繩文が施される。

5～10は古墳時代後期土師器の壺である。5～9は口縁部、10は底部である。5・6はSI 32の覆土上面から出土した。

11は古墳時代後期土師器坏である。丸底と考えられ、体部内面にナデが施される。

12～14は奈良・平安時代土師器坏である。12は口縁部、13・14は底部である。13は外面に、判読不明であるが、墨書が施される。8世紀末～9世紀初めと考えられる。

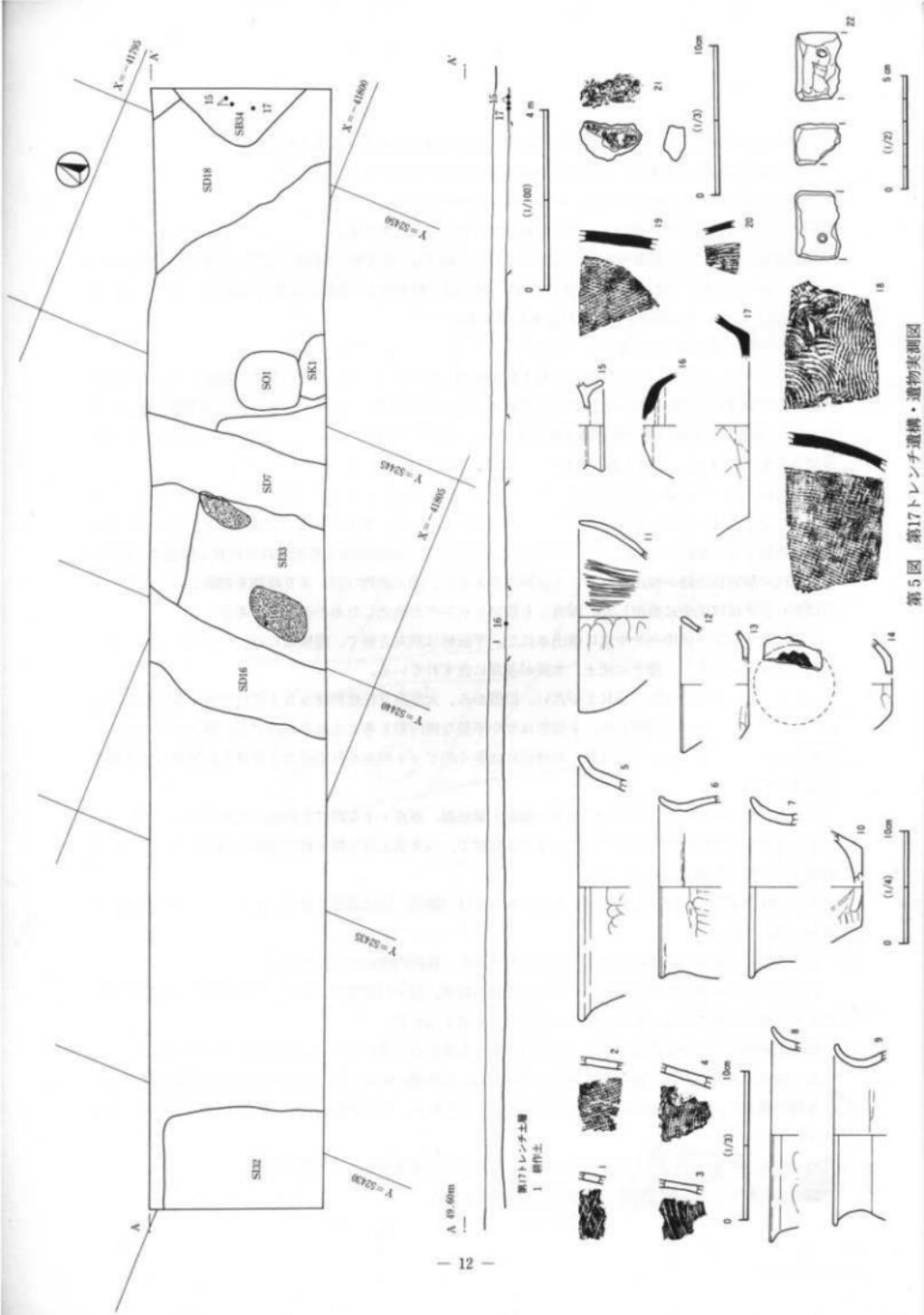
15は土師器高台付坏の底部である。SI 34の覆土上面から出土している。10世紀代と考えられる。

16～20は須恵器である。16は古墳時代坏蓋である。17は壺の底部、18～20は壺の胴部片である。外面に叩き目が施され、18は内面に同心円状の当て具痕が見られる。18は古墳時代、19・20奈良・平安時代と考えられる。

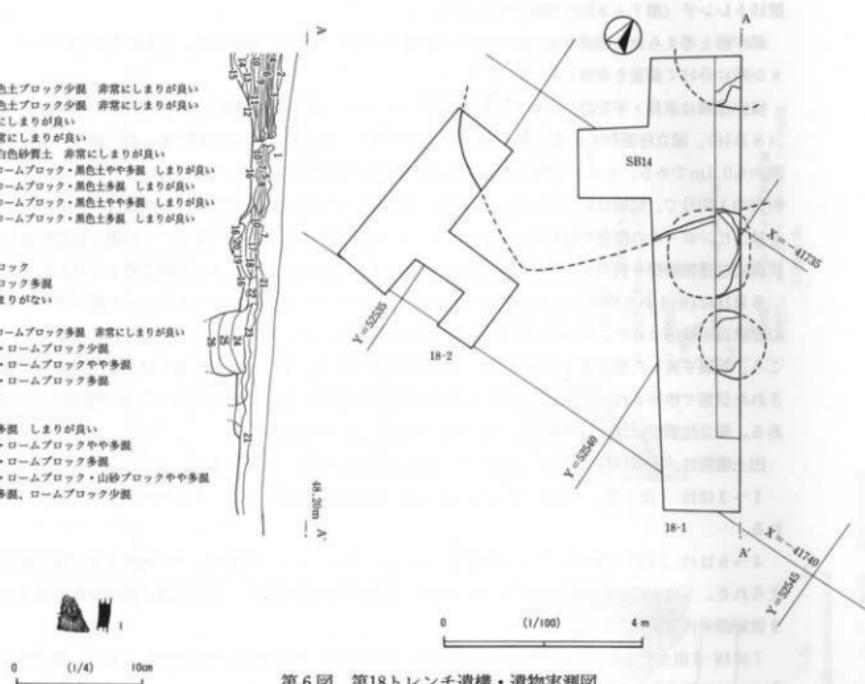
21は平瓦片である。凹面に布目が施される。凸面の文様は剥離のため不明である。

22は砥石片である。凝灰岩製で、端部に孔が施される。

第17図 第17トレンチ遺構・遺物実測図



- 第18トレンチ土層
- 表土
 - 暗灰褐色砂質土 黒色土ブロック少混 非常にしまりが良い
 - 暗灰褐色砂質土 黒色土ブロック少混 非常にしまりが良い
 - 灰褐色砂質土 非常にしまりが良い
 - 淡褐色砂質土 非常にしまりが良い
 - ロームブロック混灰白色砂質土 非常にしまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック・黒色土や多混 しまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック・黒色土多混 しまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック・黒色土や多混 しまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック・黒色土多混 しまりが良い
 - 黒褐色土
 - ロームブロック
 - 暗褐色土・ロームブロック
 - 黒褐色土 ロームブロック多混
 - ロームブロック しまりがない
 - ソフトローム層
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック多混 非常にしまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック少混
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロックや多混
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック多混
 - ロームブロック しまりがない
 - 表土 木根が少ない
 - 暗褐色土
 - 暗灰褐色土 山砂粒多混 しまりが良い
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロックやや多混
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック多混
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロックやや多混
 - 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック・山砂ブロックやや多混
 - 暗褐色土 ローム粒多混、ロームブロック少混
- (2~12 基礎の土層)



第6図 第18トレンチ遺構・遺物実測図

第18トレンチ（第6図 図版2・5）

郡庁跡と考えられる（財）山武郡市文化財センター及び、平成9・10年度の調査で検出した回廊状掘立柱建物跡S B 9の延長を調査するために設定した。立木のため18-1、18-2の2か所に分けて調査を実施した。

18-1の北側及び18-2の北端部に堅致面が検出され、基壇状遺構（S B14）が確認された。S B14はトレンチの北側に広がり、宅地造成地の下に入り込んでいると考えられる。規模は不明であるが、方向はN-52°Wである。土層断面を観察するために18-1にサブトレンチを設定して調査を行った。丁寧な版築が施されていることが判明し、また、基壇構築以前に掘立柱建物跡が存在していることが分かった。掘立柱掘形は3基検出され、土層断面から基壇構築時に埋め戻されていることが判明した。掘立柱掘形は平面形は円形と考えられ、規模は推定径1.3m、深さは、版築状に埋め戻されているので、ピンポールによる探査はできなかったが、検出面から0.9mと考えられる。また、基壇下の柱掘形はS B 9の延長線上にあり、郡庁を形成する掘立柱建物跡の一部と考えられる。

出土遺物は少量で、奈良・平安時代の土師器・須恵器である。

1は須恵器壺の胴部片である。表面に叩き目が施される。内面はナデ調整である。

第19トレンチ（第7・8図 図版3・6・7）

郡庁跡と考えられる回廊状掘立柱建物跡の東隣を調査するために設定した。立木のため19-1～19-8の8か所に分けて調査を実施した。

検出遺構は奈良・平安時代の竪穴住居跡1軒（S I 35）、掘立柱建物跡1棟（S B15）、基壇状遺構1基（S B16）、掘立柱掘形である。S I 35は19-3から検出された。規模は不明であるが、深さは浅く、検出面から0.1mである。トレンチ内の出土遺物から奈良・平安時代とした。S B15は19-8から検出された。桁行の1間分で、間隔は12尺（3.6m）である。柱掘形の平面形はほぼ円形で、規模は径1.0m～1.3m、深さは、ピンポールの探査では0.6m～0.9mである。桁行方向はN-37°Wである。この掘立柱建物跡は回廊状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡の一部と考えられる。また、1回の建て替えが行われている。

S B16は19-1から検出された。平面形は不明であるが、トレンチ内にロームブロック混じりの暗褐色土の堅致面が検出された。当初は竪穴住居跡の床面と判断したが、サブトレンチを設定して調査を行ったところ、版築を施した掘込地業が検出され、基壇と確認された。また、掘立柱掘形が、基壇構築時に埋め戻された状態で検出された。掘立柱掘形の平面形は円形と考えられ、深さは、ピンポールの探査では0.6mである。掘立柱掘形は19-5に検出された。平面形は円形と考えられる。

出土遺物は、古墳時代須恵器、奈良・平安時代土師器、瓦片、鉄滓である。

1～3は19-1出土で、1は壺の底部、2・3甕の胴部及び底部である。8世紀末～9世紀初めと考えられる。

4～6は19-2出土である。4は土師器壺の口縁部である。ロクロ成形で、やや内湾する。10世紀代と考えられる。5は土師器高台付壺の高台部、6は土師器壺の底部である。6は内面に黒色処理が施される。9世紀前半代と考えられる。

7は19-3出土である。土師器壺の底部である。回転糸切り無調整で、やや突出している。橙褐色で、赤色スコリア粒を多く含む。10世紀代と考えられる。

8～10は平瓦片である。凹面に布目が施される。8は凸面に格子目の叩き、9・10にはヘラケズリが施される。

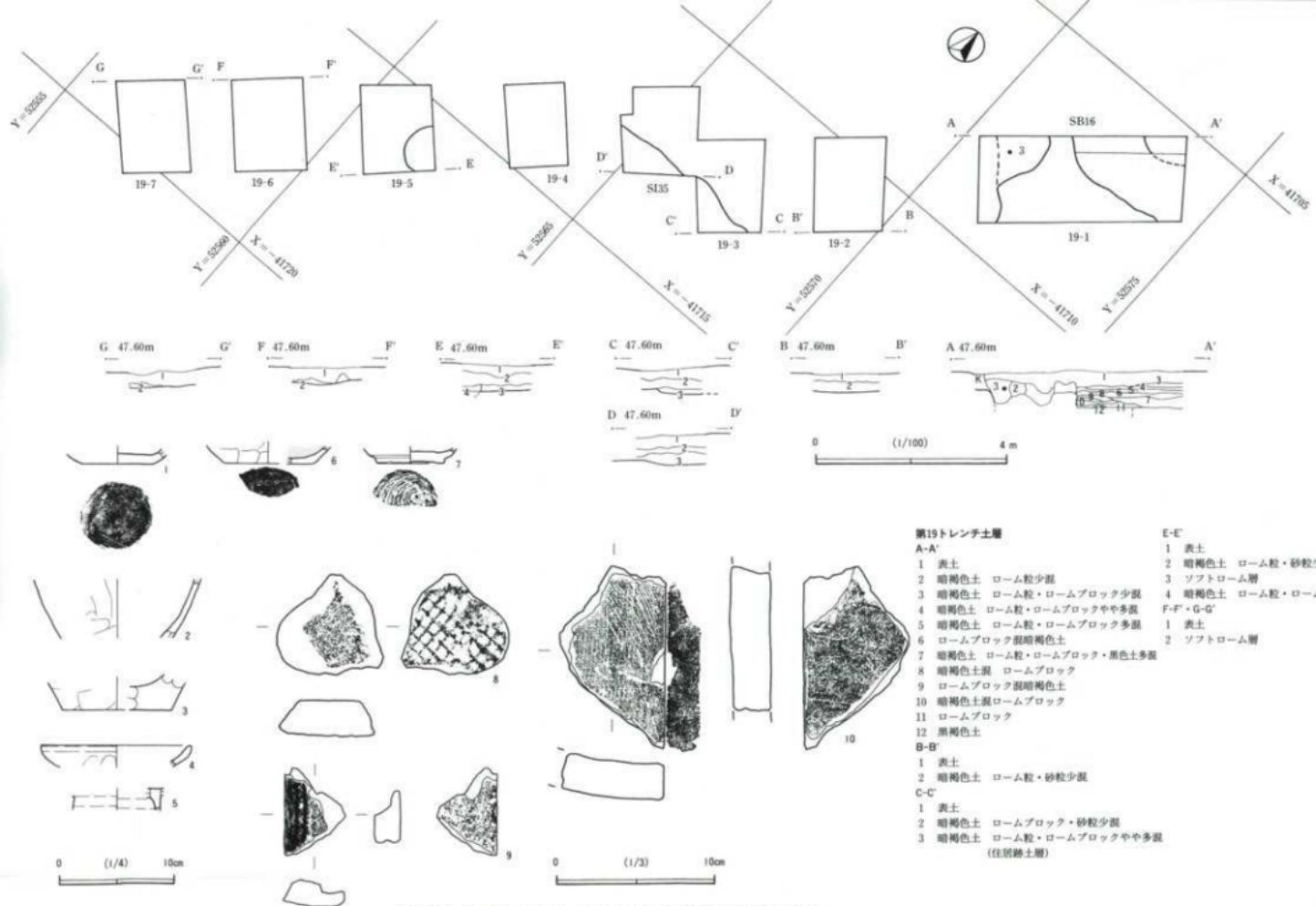
19-8出土の遺物は、土師器・須恵器である。1は須恵器甕の口縁部片である。古墳時代で、櫛描波状文が施される。

鉄滓は19-5から1点、19-7から1点、19-8から2点出土している。19-5は59.1g（磁着度4・金属反応有）、19-7は6.2g（磁着度4・金属反応有）、19-8は6.1g（磁着度3・金属反応無）、10.5g（磁着度3・金属反応無）である。

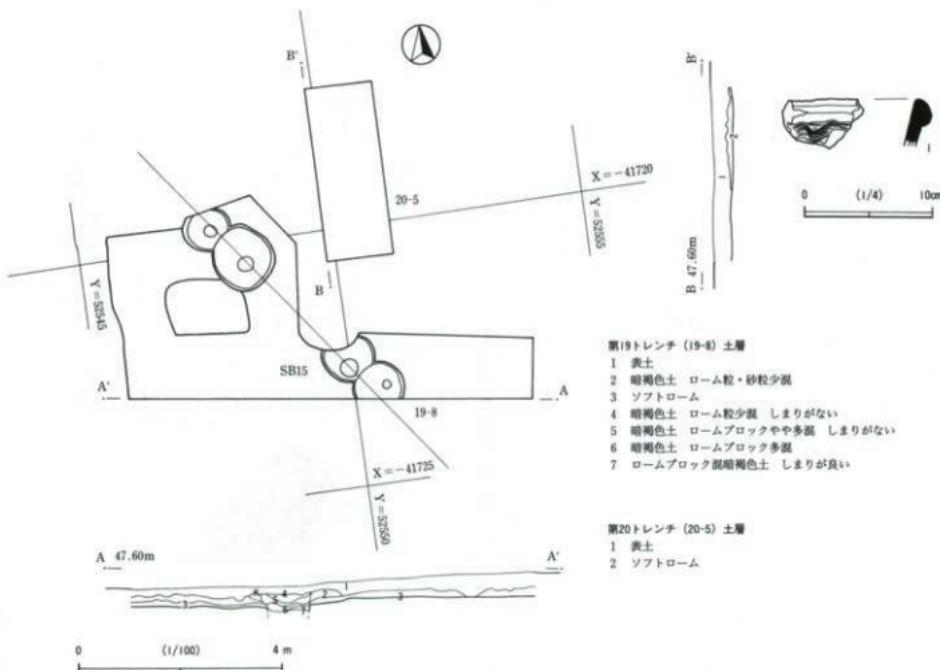
第20トレンチ（第8・9図 図版3・6・7）

郡庁跡と考えられる回廊状掘立柱建物跡の東隣を調査するために設定した。立木のため20-1～20-4の4か所に分けて調査を実施した。

検出遺構は奈良・平安時代の竪穴住居跡（S I 36）、基壇状遺構（S B16）、土坑（S K 2）である。S I 36は20-2から検出された。規模は不明であるが、深さは浅く、検出面から0.1mである。S B16は20-1から検出された。平面形は不明であるが、トレンチ内にロームブロック混じりの暗褐色土の堅致面が検出された。19-1で検出された基壇状遺構と同じである。S K 2は20-3から検出された。当初は掘立柱掘形と考えられたが、トレンチの土層断面に地表からの掘込みが確認されたので、土坑とした。平面形は円形



第7図 第19トレンチ (19-1~19-7) 遺構・遺物実測図



第8図 第19-8トレンチ・第20-5トレンチ遺構・遺物実測図

と考えられ、深さは、表土下から0.5mである。時期は中近世と思われる。

出土遺物は、古墳時代後期土師器・須恵器、奈良・平安時代土師器、瓦片である。

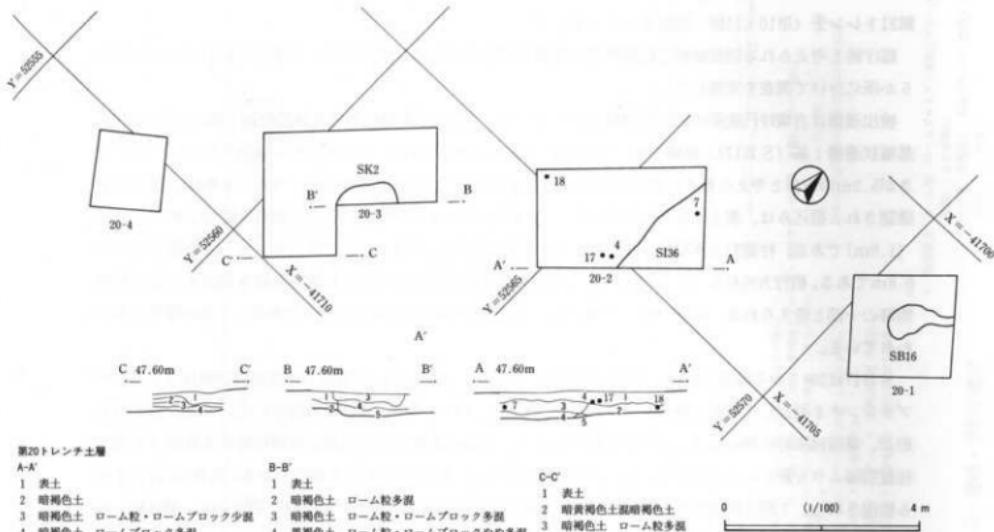
1～3は20-1出土である。1は土師器の高台付壺の底部である。2は奈良時代須恵器壺蓋の鉢部である。3は古墳時代須恵器壺の胴部片である。外面に平行叩き目、内面に同心円状の当て具跡が施される。

4～10は20-2出土である。4は土師器壺の底部で三脚状の高台を持つ。5は土師器壺の口縁部で、口唇部がやや受け口状に立ち上がる。8世紀末～9世紀初めと考えられる。6・7は土師器壺の底部である。6は外面に回転ヘラケズリが施される。8世紀末～9世紀初めと考えられる。7は回転糸切り無調整で、やや突出している。10世紀代と考えられる。8～10は土師器高台部付壺の底部である。9世紀前半代と考えられる。

11～13は20-3出土である。11は土師器壺の底部で、ヘラケズリが施される。8世紀末～9世紀初めと考えられる。12・13は土師器高台付壺の底部である。13は内面に黒色処理が施される。9世紀前半代と考えられる。

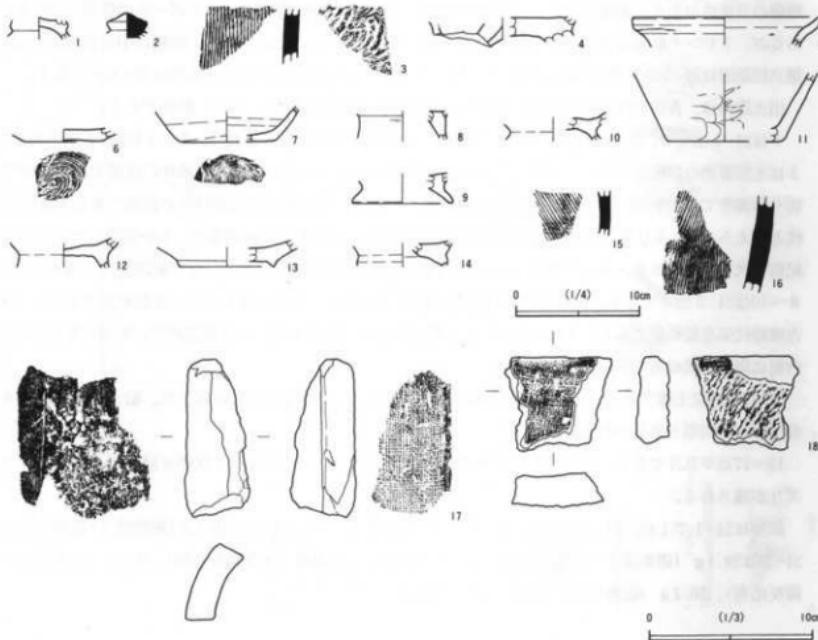
14～16は20-4出土である。14は土師器高台付壺の底部である。9世紀前半代と考えられる。15・16は奈良・平安時代須恵器壺の胴部片である。外面に叩き目が施される。

17・18は瓦片である。17は20-2出土で、丸瓦である。凹面に布目が施される。凸面にはヘラケズリが施される。17は平瓦で、凹面に布目、凸面に網目の叩きが施される。



第20トレンチ土層

- A-A'
 1 表土
 2 暗褐色土
 3 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック少混
 4 暗褐色土 ロームブロック多混
 5 ソフトローム
- B-B'
 1 表土
 2 暗褐色土 ローム粒多混
 3 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック多混
 4 黒褐色土 ローム粒・ロームブロックや多混
 5 ロームブロック混暗褐色土
- C-C'
 1 表土
 2 暗褐色土混暗褐色土
 3 暗褐色土 ローム粒多混
 4 暗褐色土 ローム粒多混



第9図 第20トレンチ (20-1~20-4) 遺構・遺物実測図

第21トレンチ（第10・11図 図版3・4・6・7）

郡庁跡と考えられる回廊状掘立柱建物跡の東隣を調査するために設定した。立木のため21-1～21-5の5か所に分けて調査を実施した。

検出遺構は古墳時代後期の竪穴住居跡1軒（S I 37）、奈良・平安時代の掘立柱建物跡2棟（S B15・18）、基壇状遺構1基（S B17）、溝跡1条（S D19）である。S I 37は20-2・20-3から検出された。一辺の長さが5.2mの方形と考えられる。深さは、ピンポールの探査では0.1mであるが、トレンチ断面に覆土層が確認され、掘込みは、表土下から0.5mである。S B15は20-5から検出された。梁行2間で、梁間は6尺（1.8m）である。柱掘形の平面形はほぼ円形で、規模は0.9m～1.1m、深さは、ピンポールの探査では約0.8mである。桁行方向はN-37°Wである。この掘立柱建物跡は回廊状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡の一部と考えられる。また、19-8で検出した掘立柱建物跡とほぼ同一方向である。1回の建替えが行われている。

S B17は20-5から検出された。平面形は不明であるが、トレンチ内に褐色土の堅致面が検出された。サブトレンチを設定して調査を行ったところ、版築が検出されたので、基壇と確認された。また、掘立柱掘形が、基壇構築時に埋め戻された状態で検出された。基壇状遺構が回廊状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡よりも新しいことが分かった。柱掘形の平面形は、抜取りのため不整形である。S B18は21-1から検出された。1間分検出され、間隔は6.5尺（約2m）である。平面形は円形で、径0.5m、深さは、ピンポールの探査では0.2mである。方向はN-50°Eである。ほかの掘立柱建物跡に比べて小規模なので、柵列跡の可能性がある。S D19は21-3で検出された。最大幅0.3m、深さは、ピンポールの探査では0.1mであるが、トレンチ断面にS D19の土層が確認され、表土下から、0.5mである。時期は中近世考えられる。掘立柱掘形は21-3から検出され、S D19に切られている。平面形は円形で、規模は径0.6mである。

出土遺物は、古墳時代後期土師器・須恵器、奈良・平安時代土師器、瓦片、鉄滓である。

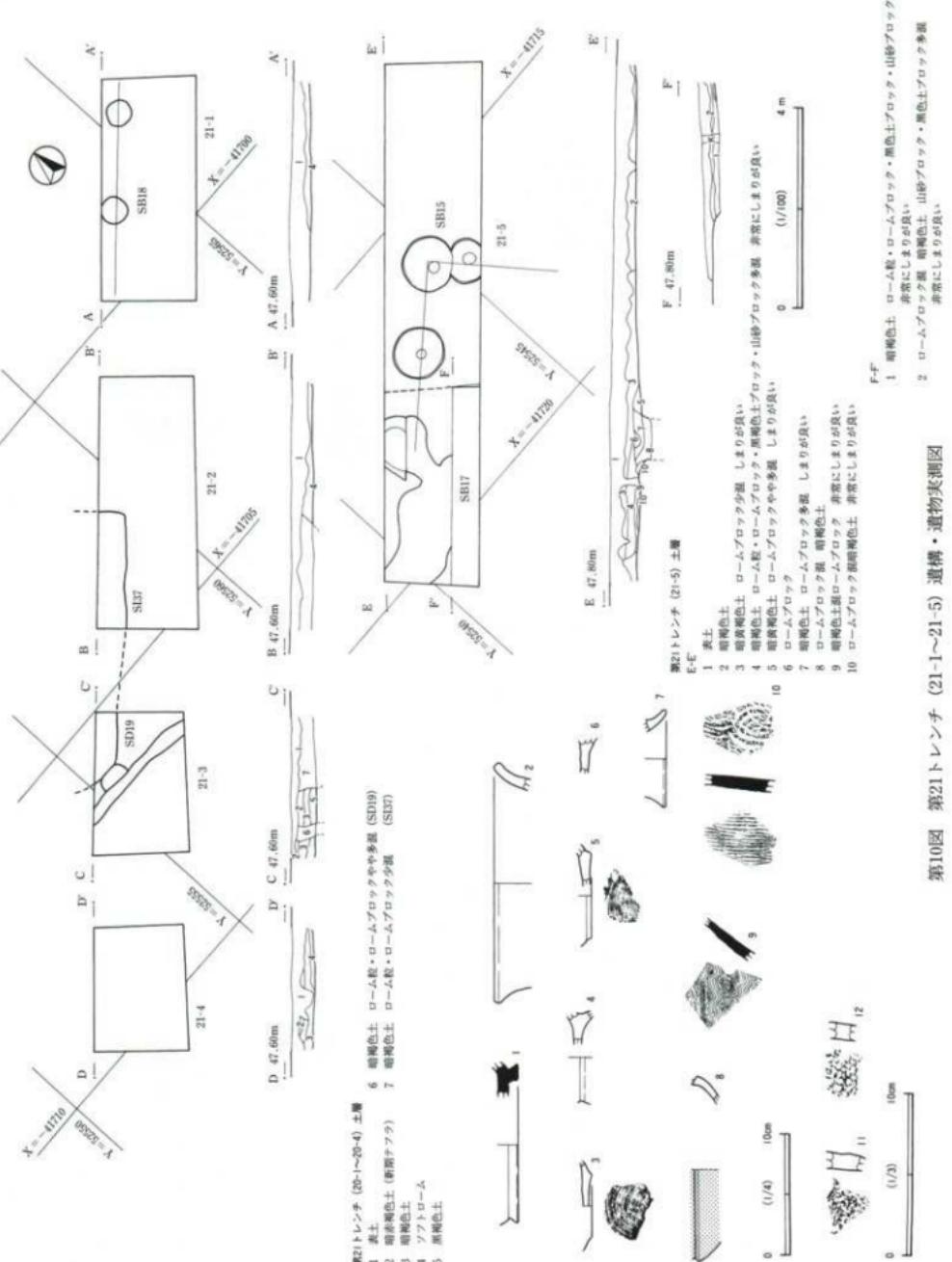
1は21-1出土で、須恵器高台付坏の底部である8世紀後半代と考えられる。2～4は21-2出土である。2は土師器甕の口縁部である。8世紀末～9世紀初めと考えられる。3は土師器坏の底部である。回転糸切り無調整で、やや突出している。10世紀代と考えられる。4は土師器高台付坏の底部である9世紀前半代と考えられる。5は21-3出土の土師器坏の底部である。回転糸切り無調整で、やや突出している。9世紀前半代と考えられる。6・7は21-4出土の土師器高台付坏の底部である。9世紀前半代と考えられる。8～10は21-5出土である。8は古墳時代後期土師器坏である。丸底と考えられ、赤彩が施される。9・10古墳時代須恵器の甕である。9は口縁部片で、櫛描波状文が施される。10は胴部片で、外面に平行叩き目、内面に同心円状の当て具跡が施される。

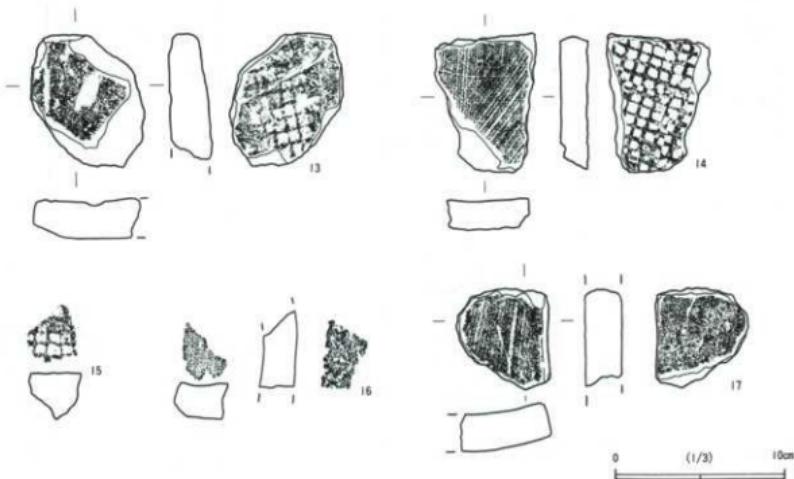
11・12は繩文土器である。11は21-2、12は21-4の出土である。RL繩文が施され、胎土には纖維が多く含まれる。前期と考えられる。

13～17は平瓦片である。凹面に布目が施される。凸面は、13～15には格子状叩き目、16・17にはヘラケズリが施される。

鉄滓は21-1で1点、21-2で1点、21-5で3点出土している。21-1は10.7g（磁着度4・金属反応有）、21-2は28.1g（磁着度2・金属反応無）、21-5は38.0g（磁着度4・金属反応無）、6.3g（磁着度4・金属反応有）、56.2g（磁着度3・金属反応無）である。

第10図 第21トレンチ (21-1~21-5) 遺構・遺物実測図





第11図 第21トレンチ遺物実測図

第22トレンチ（第12図 図版4・6・7）

郡庁跡と考えられる回廊状掘立柱建物跡の東隣を調査するために設定した。立木のため22-1・22-2の2か所に分けて調査を実施した。

検出遺構は奈良・平安時代の掘立柱建物跡（S B19）、溝跡（S D15）、掘立柱掘形である。S B19は22-1の東端に検出された。平面形はほぼ円形で、規模は径1.1m、深さは、ピンポールの探査では0.9mである。この掘立柱建物跡は回廊状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡の一部と考えられ、建替えが行われている。S D15は22-2から検出された。方向はN-48°Wである。掘立柱掘形は22-1の西端に検出された。平面形は円形で、規模は径0.7m、検出面からの深さは、ピンポールの探査では0.6mである。

出土遺物は、奈良・平安時代土師器、瓦片、古錢、鉄滓である。

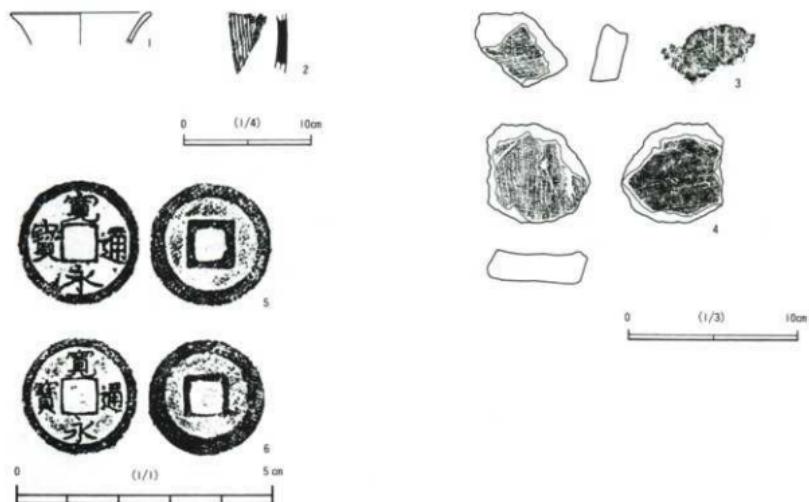
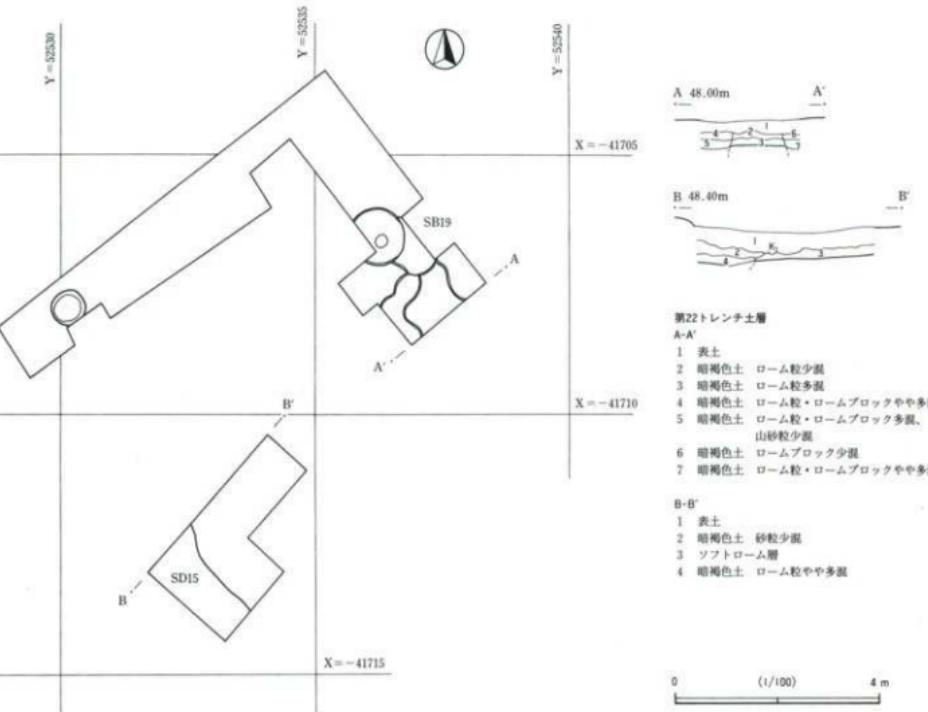
1は土師器壺の口縁部である。8世紀末～9世紀初めと考えられる。2は奈良・平安時代須恵器甕の胴部片である。外面に縦位の平行叩き目が施される。3・4は平瓦片である。凹面に布目、凸面には格子状叩き目が施される。5・6は寛永通寶である。5は古寛永で、外縁径24.2mm、外縁厚1.0mm、内面厚0.55mm、重さ2.4gである。6は新寛永で、外縁径23.0mm、外縁厚1.0mm、内面厚0.6mm、重さ2.0gである。

鉄滓は22-1から3点出土している。65.0g（磁着度4・金属反応有）、27.1g（磁着度3・金属反応無）、50.6g（磁着度4・金属反応有）である。

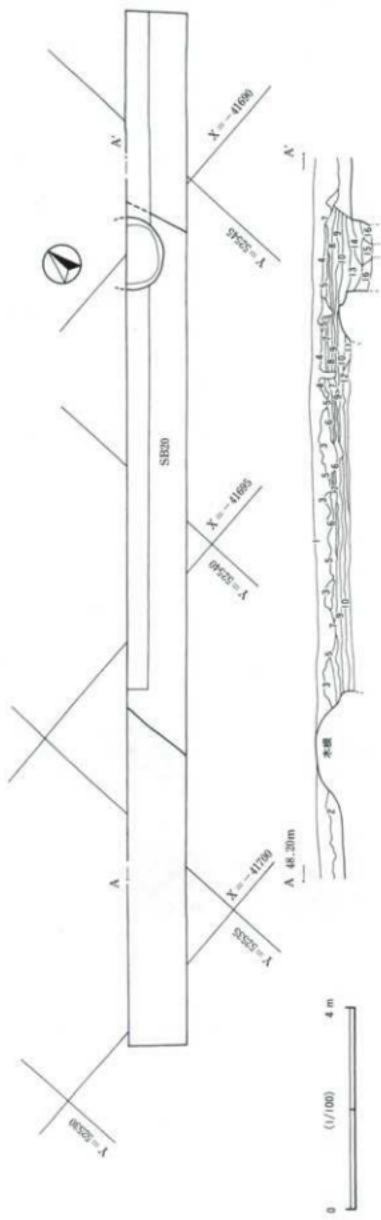
第23トレンチ（第13図 図版4・6・7）

平成9年度に版築基壇を検出した第2トレンチ周辺を調査するために設定し、基壇群の南側への広がりを調査した。

検出した遺構は、基壇状遺構（S B20）、掘立柱掘形である。S B20はトレンチのほぼ中部に検出された。トレンチ内にロームブロック混じりの暗褐色土の堅致面が検出された。サブトレンチを設定して調査を行



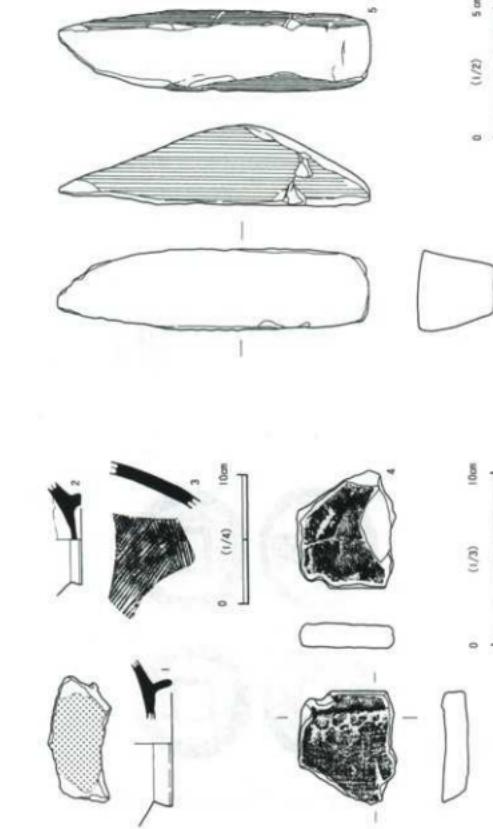
第12図 第22トレンチ遺構・遺物実測図



第23 trench 土層

- 1 表土
- 2 布拘色土 ローム粘・ロームブロックやや多見
- 3 布拘色土 ローム粘・ロームブロックやや多見
基層地盤の最上層 灰化している
- 4 布拘色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
やしもありが良い
- 5 布拘色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
しまりが良い
- 6 黑褐色土
- 7 布拘色土 ローム粘・ローム粘・ロームブロック
しまりが無い
- 8 黑褐色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
しまりが無い
- 9 布拘色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
しまりが無い
- 10 前褐色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土・白色山砂ブロックやや多見
しまりが無い
- 11 前褐色土 しまりが良い
- 12 前褐色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
しまりが良い
- 13 布拘色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
- 14 黑褐色土 ローム粘・ロームブロック・黒色土やや多見
- 15 黑褐色土
- 16 布拘色土 ローム粘・ロームブロックやや多見

- 22 -



第23 図 第23 trench 遺構・遺物実測図

ったところ、版築を施した掘込地業が検出されたので、基壇と確認された。基壇の方向はN-12°-W、幅は8.9mである。また、掘立柱掘形が、基壇構築時に埋め戻された状態で検出された。掘立柱掘形の平面形は円形と考えられ、規模は径1.4mである。

出土遺物は、奈良・平安時代土師器・須恵器、瓦片、砥石、鉄滓である。

1は須恵器高台付盤の底部片である内面に磨耗が確認され、転用硯と考えられる。8世紀末～9世紀初めと考えられる。2は須恵器長頸壺の底部である。8世紀後半代と考えられる。2は甕の口縁部である。3は奈良・平安時代土師器壺の底部である。4土師器の高台付壺の底部である。9世紀前半代と考えられる。5は奈良・平安時代須恵器甕の胴部片である。外面に縁位の平行叩き目が施される。4は平瓦片である。凹面に布目が施される。5は砥石である。ほぼ完形で、側面に条線状の成形痕が見られる。

IV まとめ

今回の第3次調査は、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で調査を実施した。その結果、郡庁の構造、正倉の変遷など多くのことが判明したが、それに伴い問題点も多くなった。ここでは、これまでの成果を整理し、また問題点について若干の展望を述べてまとめとする。

1 検出遺構・遺物

今回の調査で検出した遺構は、以下のとおりである。

弥生時代後期 壁穴住居跡2軒（S I 30・31）

古墳時代後期 壁穴住居跡4軒（S I 8・32・33・37）

奈良・平安時代 壁穴住居跡3軒（S I 34・35・36）

掘立柱建物跡4棟（S B13・15・18・19）

基壇状遺構4基（S B14・16・17・20）

土坑1基（SK 1）

溝跡6条（SD 7・8・15・16・17・18）

掘立柱掘形多数

中近世 炭窯跡1基（SO 1）

溝跡1条（SD 19）

土坑1基（SK 2）

なお、遺構数は過年度の遺構の続き部分を発掘している部分もあり、過年度のものと一部重複する。

遺跡の推移については、縄文時代前期の土器片が数点出土しているので、当該時期の遺構が存在する可能性がある。過年度の調査とあわせれば、明瞭な集落は弥生時代後期から始まり、古墳時代初頭まで続いた後に一度断絶する。その後、古墳時代後期に再度集落が営まれ始め、奈良・平安時代まで続く。ただし、奈良・平安時代の集落は掘立柱建物跡の外周部に位置し、基本的に郡衙域と考える部分には壁穴住居跡は検出されていない。

掘立柱建物跡群は、過年度の調査から7世紀末から8世紀初頭には造営が開始され、9世紀前半代まで存続したと考えられている。

遺物については、過年度と同様に、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・瓦・鉄滓が出土し、総数で土器整理箱4箱分である。ほかに、寛永通寶が出土している。

土器類は、ほとんど壁穴住居跡に伴うと考えられる。掘立柱建物跡・基壇状遺構に伴う遺物はわずかである。墨書き土器は判読不明のものが1点出土している。また、転用硯については、今回の出土は1点である。瓦は14点出土し、平瓦13点、丸瓦1点である。凹面にはすべて布目跡があり、凸面の文様には格子、繩目があり、真行寺庵跡出土の瓦と同種である。鉄滓については、過年度と同様に各トレンチから出土し、鉄塊系が多いため、付近に鍛冶工房跡が存在する可能性がさらに大きくなつた。

2 掘立柱建物跡について

掘立柱建物跡は今回も各トレンチで検出され、郡衙遺構の可能性がさらに大きくなつた。

回廊状掘立柱建物跡群が検出された第19・21・22トレンチでは、第19・21トレンチから方向がS B 8・

9・15及びB-1・2とほぼ一致するSB15が検出され、全体として「ロ」字状の配置になり、郡庁跡と確認された。規模は東西約54m、南北約41m、方向は、N-34.5°-W (SB8・9・15及びB-1・2の平均)、建物数は、東西方向建物が2~4棟、南北方向建物が4棟である。各掘立柱建物跡の規模も2間×6間 (SB8)・1間×6間以上 (B-1)・2間以上×6間以上 (B-2)・2間以上×4間 (SB9)・2間×3間以上 (SB15)等で、郡庁を構成する建物にふさわしいと考えられる。

以上から、郡庁の構成として、全体の対称性及び建物の統一性を仮定するならば、2間×6間規模の掘立柱建物6棟が直列に2棟ずつ「ロ」字状に配置される形が推定できる。

大型掘立柱建物跡 (SB1) 周辺の状況を調査する第16・17トレンチから検出された掘立柱建物跡はSB13の1棟のみであるが、周辺に掘立柱掘形が多く検出され、継続的に掘立柱建物が営まれていることが判明した。SB1を中心にならうる規模の掘立柱建物群が存在したことが確認された。

第1表 掘立柱建物跡一覧表

建物規格	主軸	桁行長	梁行長	柱間寸法	柱穴	備考
SB1 5間×3間	N-5°-E	18.0m	8.1m 後に7.2m	12尺/9尺 後に8尺	1.5m 後に0.9m	3時期の変遷あり
SB2	N-14°~20°-W			7尺/	1.0m~1.2m	
SB3	N-18°-W			8尺/	0.65m	
SB4 4間以上	N-8°-W	9.6m以上		9尺/8尺	1.1m~1.2m	
SB51	N-20°前後-W				0.9m~1.1m	
SB8 5間×3間	N-33.5°-W	17.0m	4.2m	9.5尺/7尺	0.9m~1.45m	東柱がある
SB9 4間以上	N-35°-W	10.8m以上		9尺/7尺	0.95m~1.2m	
SB10 4間以上	N-6°-W	8.5m以上		9.5尺/8.5尺	0.7m~0.9m	
SB11	N-18°-W			9尺/	0.5m~0.6m	
SB12 4間以上	N-18°-W	14.2m以上		9.5尺/	0.78m~1.0m	
SB13 4間以上×1間以降-N-21°-W		8.0m以上	2.7m以上	6尺~8尺/9尺	0.9m~1.1m	
SB15 3間以上×2間	N-37°-W	9.4m以上	3.8m	12尺/6.5尺	0.9m~1.3m	
SB18 1間以上	N-50°-E	2.0m以上		6.5尺/	0.9m	
SB19 1間以上					0.9m	
B-1 5間×3間	N-33.5°-W	14.2m以上	3.9m	9.5尺/13尺	0.8m~1.5m	方位は推定値
B-2 4間以上	N-33.5°-W	16.2m以上		9尺/7尺	0.95m~1.3m	方位は推定値

掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を記した。

なお、SB6・7・14・16・17・20は基壇状遺構である。

3 基壇状遺構について

基壇状遺構は、B-1等が構成する郡庁跡から東側に検出された。特に、SB14・17は郡庁を構成する掘立柱建物跡を埋め戻して構築されていることが確認された。また、SB6・7・14・17・20は南北に1列に配置され、やや東に離れたSB16を含めて基壇群を構成すると考えられる。

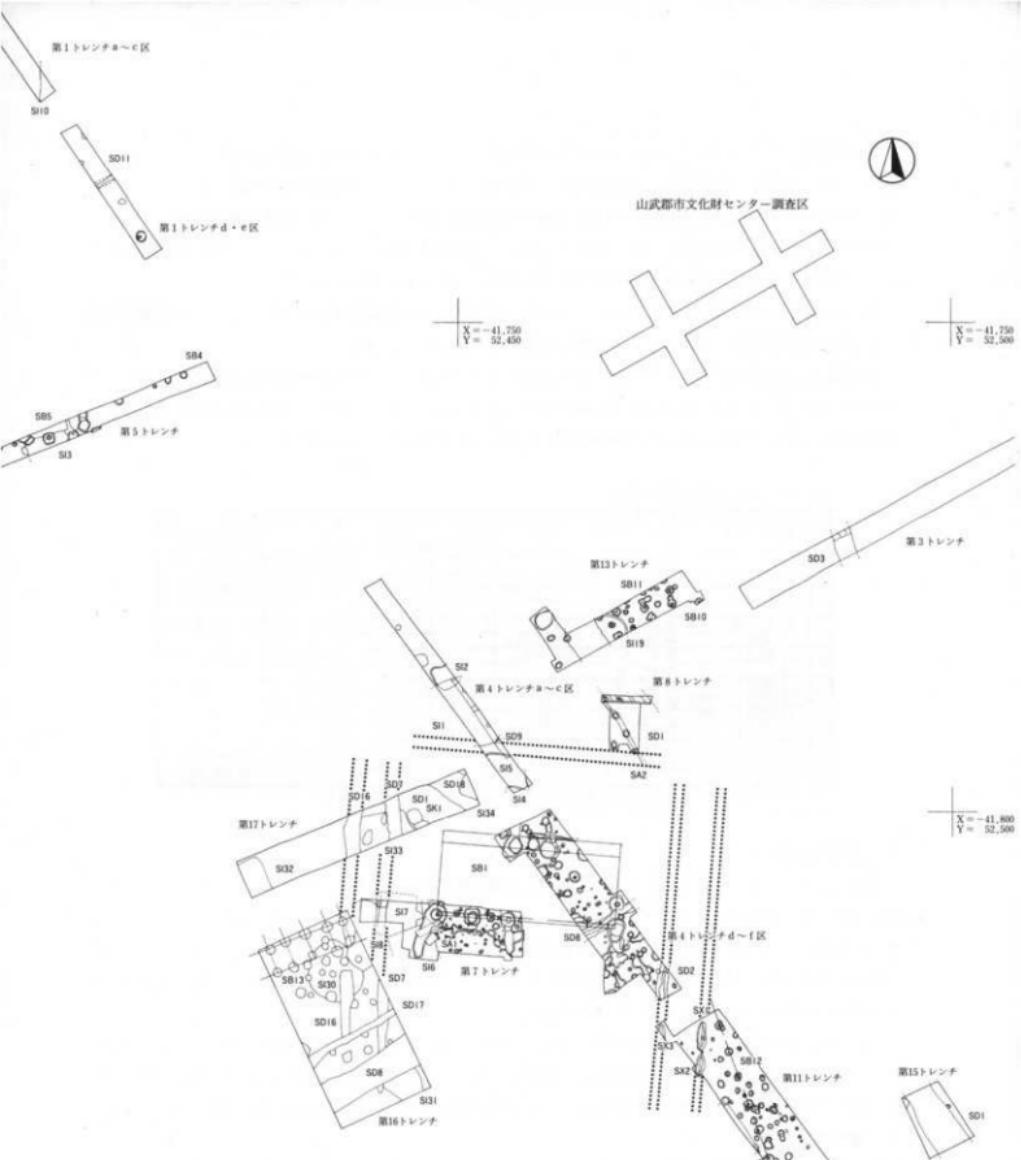
基壇状遺構に共通することは、掘立柱建物跡を埋め戻して構築されていることである。また、SB6・7・20及びSB14・17がそれ同一方向である。

以上から、基壇群が郡衙に伴う正倉群とすれば、郡庁 (B-1等が構成) の移転が考えられる。郡庁及びその付属施設の掘立柱建物跡を埋め戻し、整地してSB6等の正倉群が再構成されたと推定される。また、B-1等が構成する郡庁跡の正倉群としては北東約200mに検出された掘込地業跡周辺が考えられる。

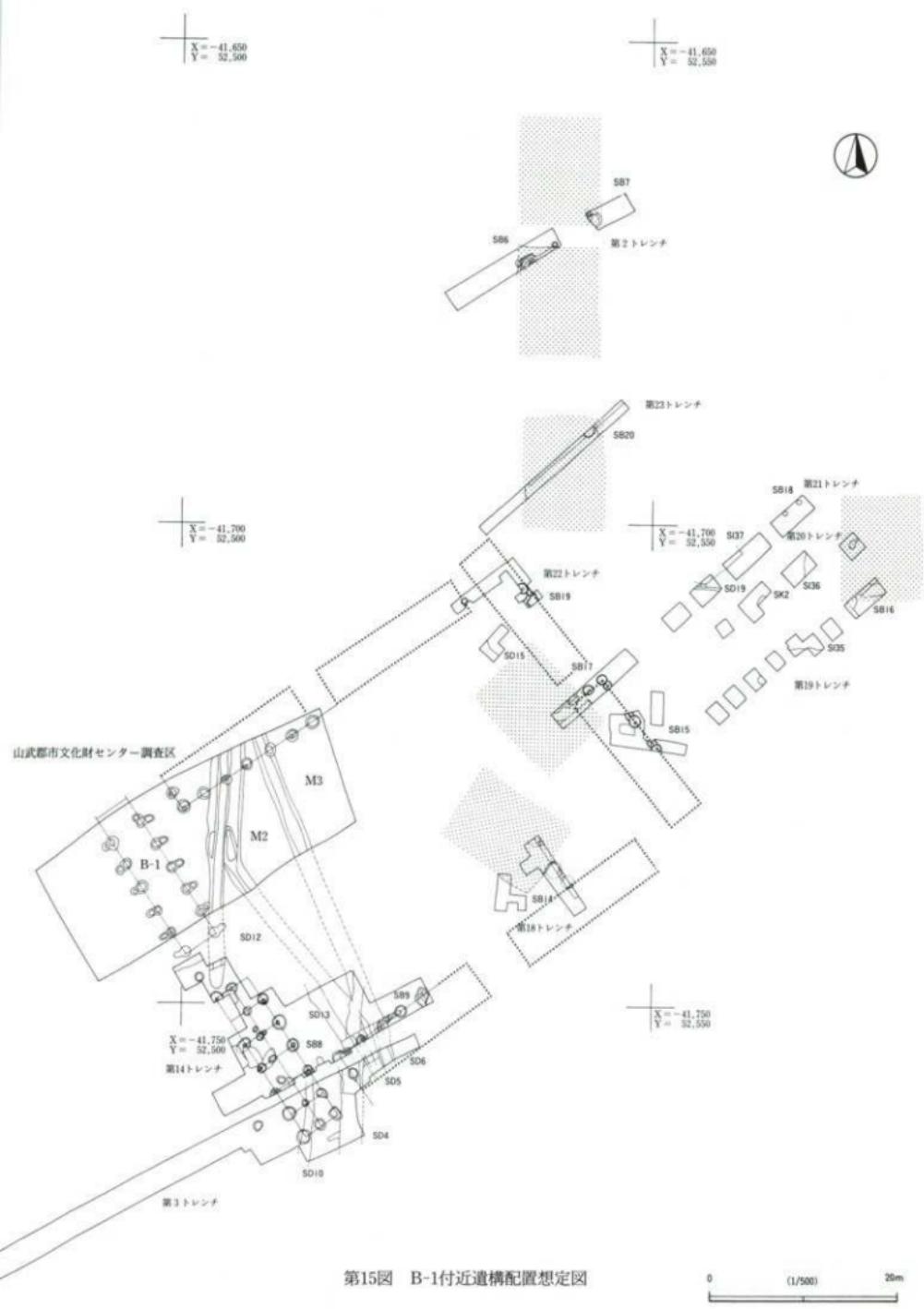
4 溝跡について

溝跡はB-1等が構成する郡庁跡付近で2条 (SD15・19)、大型掘立柱建物跡 (SB1) 周辺で5条 (SD7・8・16・17・18) である。SD15・19は郡衙跡と直接の関係はないと思われる。

SD7・16は出土遺物から9世紀前半代であり、ほぼ平行して南北に走っている。これはSB1の梁行方向とほぼ同じである。また、SB1の中心線を軸として、ほぼ対称にSD2、SX1・2・3が位置している。これらは出土遺物から9世紀代と考えられている。SX1・2・3は初めSB1と同軸の掘立柱



第14図 S B 1付近遺構配置想定図



第15図 B-1付近構造配置想定図

- 27 -

建物跡の布掘遺構と考えられたが、掘込みが浅く、明瞭な柱掘形がなく、性格不明遺構とされている。また、SD 2はSX 3の北側長軸延長上にあり、SX 3の続きの可能性が大きい。よって、SD 2・SX 1・2・3をSD 7・16と同様の南北に連続した遺構と考えられ、SB 1に付属する施設遺構と想定できる。

5 竪穴住居跡について

竪穴住居跡は弥生時代後期～奈良・平安時代が37軒検出されているが、ここで注意するのは、郡衙域内に位置する奈良・平安時代の竪穴住居跡（SI 34・35・36）である。基本的に郡衙域内では同時代の竪穴住居跡は排除されると考えられる。よって、これらの竪穴住居跡は住居跡かどうかは疑問である。カマドが検出されず、検出面からの掘込みも浅いことから、形態的には竪穴住居的ではあるが、機能としては郡衙に付属する施設とも考えられる。

6 結語

以上が、今回の調査の主な成果である。遺物としては、郡衙跡を特徴づけるものは検出されなかったが、墨書き土器（文字判読不明）、転用硯が関連遺物と考えられる。

遺構としては、より郡衙としての体裁が整ったということができる。「ロ」字状配置掘立柱建物跡群は郡庁跡にふさわしい規模、形態を持っている。また、基壇を有する正倉群跡があり、全体として郡衙と確定できると考えられる。

今回確認された「ロ」字状郡庁跡と基壇正倉群跡は新旧関係があり、郡庁域の移転の可能性が確認された。移転後の郡庁としては大型掘立柱建物跡（SB 1）を中心とした遺構群が考えられる。掘立柱建物跡の規則的な配置は見られないが、SB 1を中心に、SD 2・7・9・16及びSX 1・2・3が南に開いた「コ」字状配置が想定できる。規模は東西約37m、南北約36mである。方向はSB 1の方向と一致すると考えられ、N-5'-Eである。なお、SB 1南側に同方向、同規模の掘立柱建物跡が存在する可能性も否定できない。

以上から、「ロ」字状郡庁跡を前期郡庁跡、大型掘立柱建物跡（SB 1）を中心とした遺構群を後期郡庁跡と考えられる。よって、後期郡庁跡に伴う正倉群跡が、前期郡庁跡に東隣した基壇群である。これは、これは後期正倉群跡と考えられる。そして、前期郡庁跡に伴う前期正倉群跡としては、北東約200mに位置する掘込地業周辺の地域が想定できる。

このことから、嶋戸東遺跡の郡衙跡範囲は、隣接の山武町を含む、遺跡が位置する台地の東西幅全体に広がると考えられる。そして、台地を東西に二分して前期郡衙及び後期郡衙が営まれたと推定できる。また、移転の時期としては、前期郡庁跡が1回建替えを行っていることから、郡衙の開始を8世紀初めとするならば、8世紀中葉から後葉と考えられる。

今後の課題としては、前期郡衙については、郡庁の建物構成の把握及び前期正倉群の位置の確認がある。後期郡衙については、前期と同様に郡庁の建物構成の把握があり、正倉群については規模及び配置1)の確認がある。また、今回は、郡衙の中心的な遺構が検出されたが、郡衙全体の範囲については未確定であり、今後の重要な課題の一つである。

注

- 1 正倉と考えられる基壇状遺構の配置については、調査時に、岡田茂弘氏からボーリング探査による基壇堅致面確認の可能性が指摘されている。

写 真 図 版





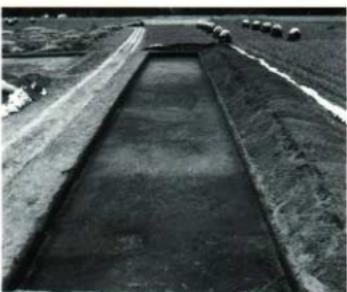
第16トレンチ南区（東から）



第16トレンチ中央区（東から）



第16トレンチ北区（東から）



第17トレンチ全景（東から）



第18トレンチ（18-1・2）全景（北から）



第18-1トレンチSB14全景（南から）



第18-1トレンチSB14全景（南西から）



第18-1トレンチSB14土層断面（南西から）



第19-1 トレンチ全景（東から）



第19 トレンチ S I 35 土層断面（南から）



第19-3 トレンチ S I 35 全景（北から）



第19-5 トレンチ全景（北から）



第20-1 トレンチ全景（北東から）



第20-2 トレンチ S I 36 全景（北から）



第20-3 トレンチ SK 2 全景（北から）



第21-1 トレンチ S B 18 全景（北東から）



第21-2 トレンチS I 37全景（東から）



第21-3 トレンチS I 37・S D 19全景（東から）



第21-5 トレンチS B 15・17全景（北東から）



第22-1 トレンチS B 19全景（南東から）



第22-1 トレンチ北側（北東から）



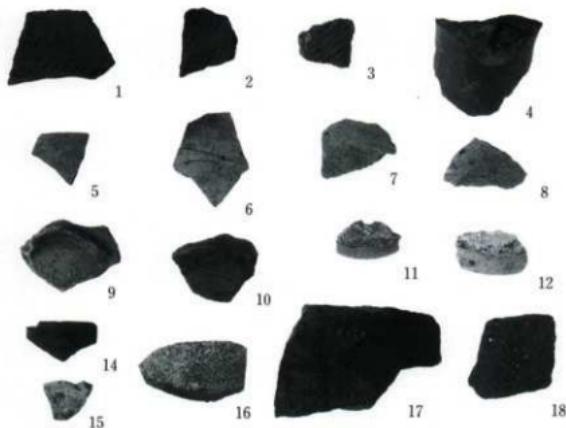
第22-2 トレンチS D 15全景（南東から）



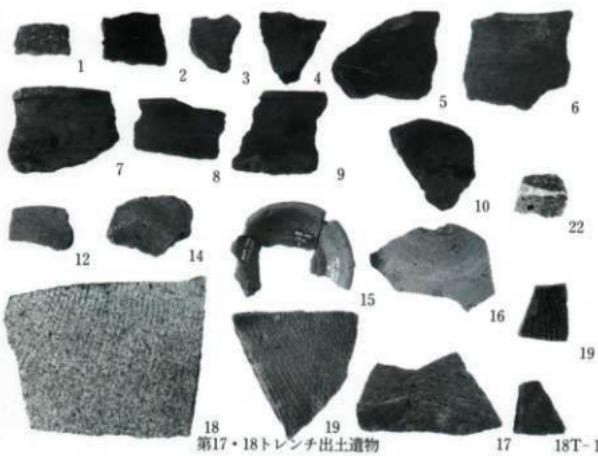
第23トレンチ全景（南西から）



第23トレンチS B 20全景（北東から）



第16トレンチ出土遺物



第17・18トレンチ出土遺物



16T-13



17T-11 (外)



17T-11 (内)



17T-13



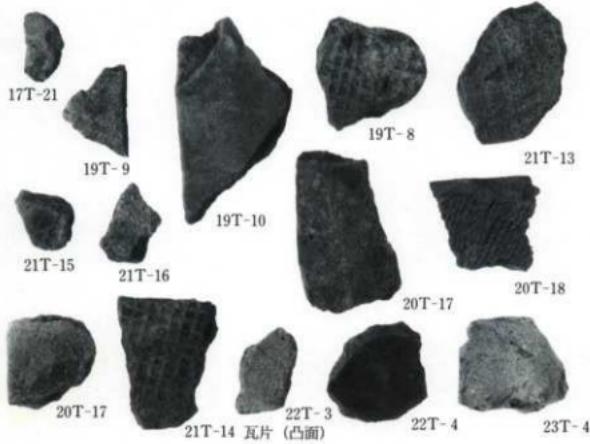
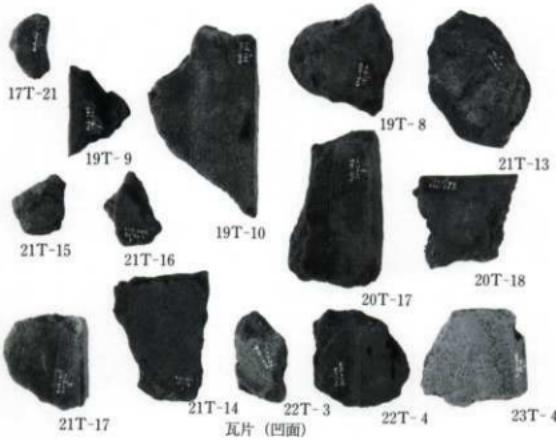
第19トレンチ出土遺物



第20トレンチ出土遺物



第21～23トレンチ出土遺物



報告書抄録

ふりがな	なるとうまちしまとひがしいせきだいさんじはっくつちょうさほうこくしょ							
署名	成東町島戸東遺跡第3次発掘調査報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名	千葉県文化財センター調査報告							
シリーズ番号	第393号							
編著者名	香取正彦							
編集機関	財団法人 千葉県文化財センター							
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡809番地の2						Tel 043-422-8811	
発行年月日	西暦 2000年6月30日							

ふりがな 所収遺跡	山　り　が　な 所　在　地	コ　ー　ド	北　緯	東　経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
しまとうきのり 島戸東 遺跡	さんごく　じんじやうとうまち 山武郡成東町 しまとう 島戸346-1ほか	12404	006	35度 37分 18秒	140度 24分 45秒	19991001～ 19991029	500	国庫補助 事業による学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主　な　遺　構		主　な　遺　物	特　記　事　項		
島戸東遺跡	官衙	奈良・平 安時代	掘立柱建物跡 基壇状遺構 溝跡 土坑 掘立柱跡	4棟 4基 6条 1基 多数	土師器・須恵器 瓦・鉄滓	平成9・10年度調査で検出した回廊状掘立柱建物跡一部になる掘立柱建物跡を検出した。		
	集落	弥生時代 後期	竪穴住居跡	2軒	弥生土器	平成9年度調査で検出した基壇状遺構と群を構成する基壇状遺構を検出した。		
		古墳時代 後期	竪穴住居跡	4軒	土師器・須恵器			
		奈良・平 安時代	竪穴住居跡	3軒	土師器・須恵器 砥石			
		中近世	炭窯跡 溝跡 土坑	1基 1条 1基	寛永通寶			

千葉県文化財センター調査報告第393集

成東町鳴戸東遺跡第3次発掘調査報告書

平成12年6月30日発行

発 行 財団法人 千葉県文化財センター
四街道市鹿渡809番地の2
印 刷 株式会社 弘 文 社
市川市市川南2丁目7番2号

本報告書は、千葉県教育委員会の承認を得て
増刷したものです。